

令和6年第1回
笠間市議会定例会会議録 第3号

令和6年3月12日 午前10時00分開議

出席議員

| | | |
|-----|-----|--------|
| 議長 | 22番 | 大関久義君 |
| 副議長 | 8番 | 内桶克之君 |
| | 1番 | 長谷川愛子君 |
| | 2番 | 酒井正輝君 |
| | 3番 | 河原井信之君 |
| | 4番 | 鈴木宏治君 |
| | 5番 | 川村和夫君 |
| | 6番 | 坂本奈央子君 |
| | 7番 | 安見貴志君 |
| | 9番 | 田村幸子君 |
| | 10番 | 益子康子君 |
| | 11番 | 林田美代子君 |
| | 12番 | 田村泰之君 |
| | 13番 | 村上寿之君 |
| | 14番 | 石井栄君 |
| | 15番 | 畑岡洋二君 |
| | 16番 | 飯田正憲君 |
| | 17番 | 西山猛君 |
| | 18番 | 石松俊雄君 |
| | 19番 | 大貫千尋君 |
| | 20番 | 小藺江一三君 |
| | 21番 | 石崎勝三君 |

欠席議員

なし

出席説明者

| | | |
|---|---|---------|
| 市 | 長 | 山口伸樹君 |
| 副 | 市 | 長 近藤慶一君 |

| | |
|---------------------------|---------------|
| 教 育 長 | 小 沼 公 道 君 |
| 市 長 公 室 長 | 金 木 雄 治 君 |
| 政 策 企 画 部 長 | 北 野 高 史 君 |
| 総 務 部 長 | 後 藤 弘 樹 君 |
| 環 境 推 進 部 長 | 小 里 貴 樹 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 下 条 かをる 君 |
| 福 祉 事 務 所 長 | 堀 内 信 彦 君 |
| 産 業 経 済 部 長 | 磯 山 浩 行 君 |
| 都 市 建 設 部 長 | 関 根 主 税 君 |
| 上 下 水 道 部 長 | 友 部 邦 男 君 |
| 市 立 病 院 事 務 局 長 | 木 村 成 治 君 |
| 教 育 部 長 | 堀 江 正 勝 君 |
| 消 防 長 | 菌 部 恵 一 君 |
| 笠 間 支 所 長 | 根 本 薫 君 |
| 岩 間 支 所 長 | 島 田 茂 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 森 望 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 井 坂 亜 紀 子 君 |
| 企 業 誘 致 ・ 移 住 推 進 課 長 | 滝 田 憲 二 君 |
| 企 業 立 地 推 進 室 長 | 佐 藤 隆 君 |
| 危 機 管 理 課 長 | 谷 田 部 仁 史 君 |
| 危 機 管 理 課 長 補 佐 | 近 藤 智 広 君 |
| 資 源 循 環 課 長 補 佐 | 友 部 光 治 君 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 柏 崎 泉 君 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 金 木 和 子 君 |
| 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 | 久 保 田 真 智 子 君 |
| 高 齢 福 祉 課 長 補 佐 | 伊 藤 浩 君 |
| 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 補 佐 | 重 原 裕 美 君 |
| 健 康 医 療 政 策 課 長 | 山 本 哲 也 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 糸 屋 明 子 君 |
| 農 政 課 長 | 菊 地 恵 一 君 |
| 農 政 課 長 補 佐 | 島 田 耕 一 君 |
| 商 工 課 長 | 小 松 崎 守 君 |
| 商 工 課 長 補 佐 | 桑 嶋 一 志 君 |
| 都 市 計 画 課 長 | 鶴 田 宏 之 君 |
| 都 市 計 画 課 長 補 佐 | 大 嶋 信 二 君 |

| | |
|--------------|-----------|
| 学 務 課 長 | 稲 田 和 幸 君 |
| 指 導 室 長 | 持 丸 正 美 君 |
| 学 務 課 長 補 佐 | 仁 平 秀 明 君 |
| おいしい給食推進室長 | 石 井 謙 君 |
| おいしい給食推進室長補佐 | 豊 田 修 司 君 |
| 生涯学習課長 | 松 本 浩 行 君 |
| 生涯学習課長補佐 | 山 本 明 子 君 |

出席議会事務局職員

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 西 山 浩 太 |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 堀 内 恵 美 子 |
| 次 長 補 佐 | 鶴 田 貴 子 |
| 係 長 | 神 長 利 久 |
| 係 長 | 上 馬 健 介 |

議 事 日 程 第 3 号

令和6年3月12日（火曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をいたしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番畑岡洋二君、16番飯田正憲君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行部には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。また、議員、執行部とも、分かりやすい質問、答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、15番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

畑岡洋二君。

〔15番 畑岡洋二君登壇〕

○15番（畑岡洋二君） 議席番号15番、政研会の畑岡洋二でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問いたします。

質問の前に、今や社会的使命と言われるダイバーシティ、インクルージョンの言葉が一般的になる前から、男性、女性、若者、高齢者、学生、社会人、健常者、障害者といった属性の壁を取り除いた「ごちゃまぜで街づくり」を基本理念として運営される石川県金沢市のShare金沢を知り、2015年に教育福祉委員会の行政視察として訪問いたしました。その後も、生涯活躍のまちづくりの参考にとこの佛子園が運営する白山市のB's行善寺、輪島市の輪島KABULET、小松市の三草二木 西圓寺、能登町の日本海倶楽部など、石川県各地、特に幾度となく輪島市を訪れた私としては、このたびの令和6年能登半島地

震は人ごととは思えませんでした。被災された方々、亡くなられた方々には心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。1日も早い復旧復興を御祈念いたします。

また昨日、3月11日は、東日本大震災が発生し丸13年、2011年の予算特別委員会中に被災した議員は8名でしたが、当時委員長であった現在の大関議長と私の2人となりました。改めて、自然災害に対する準備の大切さを肝に銘じた次第です。

さて、今回の一般質問は、予防接種記録の取り扱いについて、森林環境譲与税を使った森林の整備について、そして、かさま陶芸の里ハーフマラソンの3点をについて行います。

では初めに、大項目1、予防接種記録の取り扱いについて。

小項目1、予防接種法施行令第6条の2により、市町村長または都道府県知事は、予防接種を行ったときは、予防接種に関する記録を作成し、予防接種を行ったときから5年間保持しなければならないとされていますが、笠間市での記録の現状を伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 15番畑岡議員の御質問にお答えをいたします。

予防接種の記録についてでございますが、予防接種法施行規則第3条により、定期の予防接種等を行ったときから接種記録につきましては5年間保存しなければならないとされておりますので、定期予防接種と笠間市の助成を受けた任意予防接種の予診票につきましては、5年間保存をしております。

また、高齢者インフルエンザ以外の予防接種と笠間市の助成を受けた任意予防接種につきましては、予診票に記載をされました予防接種を行った日、予防接種を行った医療機関、医師名、予防接種に使用したワクチンについての製造番号や接種料等の情報を、健康管理システムに市町村が有する接種記録として入力し、電子データで保存をしております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今の予防接種台帳ですね、それに関する御説明をいただきまして、笠間市はもう既に紙ベースではなくて電子データベースでは処理しているというふうに伺いましたし、記録の中にワクチンのロット番号のようなものも記載されるというふうに今、説明がありましたけれども、そのようでもよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 高齢者インフルエンザの予防接種につきましては、こちら定期予防接種というのはA類とB類疾病がございます、この高齢者インフルエンザにつきましては、積極的な勧奨ですとか、あとは個人の努力義務がないということから、これだけは紙ベースで記録をしておりましたが、今後の電子化に向かいます今年から電子入力をしている状況でございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 時代の流れもありますけれども、やはり紙ベースよりも電子ベースのほうが管理、要するに場所を一番取らないというのが大事かと思えますし、やはり

検索機能に電子情報のほうが優れておりますので進めていただければと、今後ともよろしくをお願いします。

では、小項目2に移りたいと思います。新型コロナワクチン接種証明書アプリやマイナポータルなどIT機器による新型コロナワクチン予防接種記録の確認方法等がありますが、現在できる予防接種、この新型コロナワクチン予防接種記録の確認方法は現在どうなっているか、御説明お願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 御本人に接種済証というのが送られていますので、御本人がそちらで確認できるのと、あとは電子データでも入力しておりますので、保健センターのほうでも確認が取れる状況となっております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） ここ数年の新型コロナの蔓延ですね、これによって、ほぼ国民ならずとも世界的にこのワクチンの接種が進んだわけですけれども、現在、私が先ほど申しました、新型コロナワクチン接種証明書アプリの件に関しては3月31日をもって運用をストップするというので、これからのデータ取れなくなると。そしてまた、マイナポータルのほうは多分これは今後も続くのだらうと思いますけれども、実際私、自分で確認してみたんですね。そうすると、どうも内容が違ったりしているんですね。

その辺というのは、笠間市のほうでは確認されているのでしょうか、伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 新型コロナワクチン接種のアプリにつきましては、2類という状況で、あの証明書が渡航に使用したり社会活動の確認ということで、証明をされてきた経緯がございます。その中につきましてと、それからマイナポータルでの情報というのは、中身に差異があるということは確認をしております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 私が確認したところで、証明書アプリから出ている情報には、ワクチンのロット番号が入っておるんですね。ところが、マイナポータルのほうからは、ロット番号が入っていないのです。結局、この辺、何のためにワクチン接種記録を残すのだらうという本質的なことを考えると、やはりワクチンの製造番号も、いつになっても、今後も、少なくとも今のルールで5年間は同じ情報が取れるような状況を確保されるべきだらうと私は思っておるんですけれども、この3月31日でアプリが終わると。マイナポータルから出るのだけれども、それには入っていないと。

だから、不備なような私は気がしてならなくて、担当部署とも何とかやり取りはしたのですけれども、この辺では市としては何かお考えがありましたら、よろしくをお願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 接種証明書と、あとマイナポータルの開示内容に差異があるということは認識しておりますし、目的によって情報の内容も変わってくるのかなと思いますが、今後、国は予防接種のデータを管理することで一元化してまいりますので、その中で今検討されていくのかなというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） なかなかデータの出し方というのは、また国の担当部署のほうでもまだはっきりしていないようなところもありますので、今後とも必要なデータを個々個人が欲しいときには適切な情報が出るように、笠間市のほうでも対応をしていただければありがたいと思います。

では、2番目はこの辺にいたしまして、小項目3になりますけれども、急激な少子高齢化、人口減少が進む我が国にあって、さらなる健康寿命の延伸に向けた取組を進めることが重要です。そのための仕組みの一つとして、世界的には、個人の健康診断結果や服薬歴等の健康情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みである personal health record（PHR）の考えが広まっているようです。この考えに合わせて、保存期間を5年から5年以上に延ばすという可能性についてはいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） personal health recordの考えに合わせ保存期間を延ばす可能性についてでございますが、まず国は、personal health recordの目指すべき姿のステップ1として、国民、患者が自らの保健医療情報を適切に管理、取得できるインフラの整備を挙げており、平成29年11月以降、マイナポータルでの予防接種履歴等が確認が可能となっております。

笠間市で健康管理システムに電子データとして保存されている予防接種データにつきましては、マイナポータルを使用して保存期間5年を超えての確認が可能となっております。現在、国では医療DXの推進といたしまして、全国医療情報プラットフォームの取組を進めておりまして、令和8年度から全国的に運用する予定となっております。予防接種につきましてもシステム化される予定となっておりますので、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 新しいプラットフォームが令和8年度より動き出す動きであるという今、御発言がありましたけれども、その中で、5年以上確認ができるように聞こえたのですが、その辺というのは今のところ、現時点の仕組み、ルールだと5年ということになってはいますが、令和8年度からの新しいプラットフォームが動くことによって、それ以上になる可能性が期待できるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 現時点でどのぐらいということは明言はできませんけれども、国のほうで、記録の活用を促す方法ですとか、それから今後の可能性を踏まえまして、接種記録の内容とか保存方法とか保存期間についても今検討している状況でございますので、その動向に注視してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 接種記録の期間に関しては政府のほうで今検討されているということなので、それを私のほうもしっかりと注視していきたいと思っておりますし、内容についても、先ほど一つ前の質問の中に、どこを見るかによって見られる内容が異なるというところの公表内容についてもしっかりと注視していきたいと思っておりますので、市としても今後とも注視のほうはよろしくお願いいたします。

以上で大項目1を終わりにしたいと思います。

次に、大項目2に入りたいと思っております。森林環境譲与税を使った森林の整備についてということになります。

いよいよ、令和6年度から1人年額1,000円、1人といっても免除されている方もいらっしゃるかもしれませんが、1人1,000円の賦課徴収がされることから「森林環境譲与税」の利活用の基本方針が必要になると思っております。

平成31年4月1日に施行された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の第34条第1項に従って、この質問をさせていただきたいと思っております。

まず、小項目1としまして、森林の整備に関する施策について伺いたいと思っております。

事例としまして、もう既にいろいろなところで聞いておりますけれども、あたご天狗の森、つつじ公園など、これらの観光資源周辺の森林整備と、こういう一つの分かりやすい目的と、もう一つが、福原地内そして来年度から始まると言われている上郷地内の山林整備の意向調査等々ありますけれども、この辺をまずこの観光地、観光資源周辺の森林整備について、これまでされたこと、現在計画としてはっきりしている内容を御説明いただきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 15番畑岡議員の質問にお答えします。

森林の整備に関する施策についての御質問でございますが、まず森林整備においては、所有者の意向を確認し、現場の状況等に応じた整備をしていく必要があると考えております。

施策の手法といたしましては、森林経営管理制度に基づく意向調査を実施し、森林所有者から市への委託希望があった森林は、林業経営に適するか適さないかの現地調査を実施いたします。現地調査の結果により林業経営に適する森林については、経営管理集積計画により市が森林組合など林業経営体へ委託し、森林整備を実施してまいります。林業経営

に適さない森林につきましては、急傾斜地や作業道の設置が困難な森林などであることから、現地の状況を踏まえ、必要に応じて林業経営体などと協議をしながら、保全管理を進めていくこととなっております。

また、愛宕山や佐白山周辺などの観光施設と一体となる森林については、関係部署と連携を図りながら、市が林業経営体に委託をしながら、間伐や植栽などの整備を進めていくところでございます。さらに、現場の状況に応じて下刈り等の維持管理など、施業後も良好な景観が損なわれないよう、市が森林管理を進めていくところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） まず、事例に入る前に、森林経営計画とか森林経営管理制度についての御説明ありがとうございました。なかなか、森林経営計画という言葉と森林経営管理制度というの、なかなか似ていて実は全く違うというところがあって、私も言葉を間違えることあるんですけども、譲与税に関しましては森林経営管理制度というのが重要になるかと思えます。

話は戻りますけれども、このあたご天狗の森、一昨年に間伐等がされて、実は今年度は市の仕事としては下刈り等は全く入らなかったように伺っております、その辺の計画ですよね。伐採をしたら、次に何をやる、少なくとも3年から5年の計画があつてしかるべきではないんだろうかと思えます。必ず3年、5年の計画を立てると、予算がないんだよと、それ予算どうやってつけるんだって話になりますけれども、もうこれ何度も何度もやり取りをしているように、森林環境税、今分かっている範囲ではいつまで続くか分からないと。5年、10年は、間違いなくやるだろうと。ひょっとするとずっとやるかもしれないという中で、突然やめることはないでしょうから、やめる前にはそれなりの通達があるでしょうから、しっかりと計画を立てていただきたいなというのを、痛切にあたご天狗の森を見に行くたびに思いますので、この辺、次の下草刈り、そして景観眺望を考慮したものを計画立てて今後ともやっていただきたいと思っております。

そして、つつじ公園なんですけれども、つつじ公園の周りですけれども、これは今年度、施業が入って、年明けぐらいからですかね、伐採が始まって、実は私も今日一般質問するに当たって、昨日改めて見てまいりました。きれいになっていました。やはりあのぐらいきれいにしていないと、せっかくのつつじ公園に年間数千万円の指定管理料を使いながら効果がないだろうというところが、やっとな観光地らしくなってくるのかなあと思っております。この辺も、今年度はやりました、そして来年度も一部伐採が続くような話ですけどもというふうに伺っております。

来年度以降、この辺の2か所をどういうふうに今、計画立てられているか、分かるところで御説明願いたいと思えます。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 愛宕山のあたご天狗やつつじ公園の森林整備の今後とい

うところでございますが、愛宕山あご天狗の森周辺森林については、令和3年度、令和4年度の2か年にわたり森林整備を実施しております。令和3年度は2.88ヘクタールの下刈り及び間伐を実施し、遊歩道周辺に桜の木を植樹しており、令和4年度は3.8ヘクタールの下刈り及び間伐を行っております。これにつきまして、令和5年度、下草刈りの実施はしていないという状況でございます。

つつじ公園周辺においては、令和5年度に1.3ヘクタールの下刈り及び間伐を実施し、令和6年度に1ヘクタールの下刈り及び間伐を予定しており、いずれも良好な景観維持形成に配慮した施業を行ってまいりたいと思っております。

愛宕山につきましても、令和6年度から下刈り等の施業を入れていくという予定になっているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 笠間の大きな産業の一つに寄与するものでありますから、この観光地の周辺整備、よろしく願いいたします。

もう一つの事例としまして、福原地内・上郷地内の山林整備なんですけれども、やはり先ほど事例1にした観光地周辺と福原・上郷の山林整備の違いというのは、多分面積の大きさだろうと思うのですね。今説明ありましたように、観光地周辺はせいぜい数ヘクタール。田んぼ、畑からすると数ヘクタールは広いんですけども、山林となると数ヘクタールって非常に狭いと。

そして、福原地内・上郷地内になりますと、やっぱり数十ヘクタールからなるかと思うのですけれども、この辺の現在の進捗状況をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 福原地区と上郷地区についてでございますが、令和4年度に、福原地区につきましてです、まず福原地区につきましては、森林所有者に対して経営管理の意向調査を行い、市に経営を委ねたいと意向のあった約188ヘクタールの山林について令和6年度から令和8年度にかけ委託を行いまして、現地調査を行う予定でございます。現地調査を終了した結果を踏まえ、令和6年度に終了したエリアから順次、令和7年度から令和9年度にかけて経営管理集積計画を策定し、早ければ令和8年度から間伐の事業に入っていく予定でございます。

上郷地区につきましても、意向調査を今、最終の集計をやっているところでございますが、682ヘクタールの山林を対象に意向調査を現在行っておるところでございます。こちらにつきましても、令和6年度から現地調査を開始して、福原地区と同じように、早ければ令和8年度から部分的に森林管理の施業に入っていきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 2地区の今後の令和6年度、実際に施業が、伐採等が始まる計

画が令和8年度と。そうすると、令和6年、令和7年、今からですと丸々2年間あるんですけれども、その間に机上でこの場所はこうする、こうするという計画を立てるのに1年かかるのはあれですけれども、実際に業者がどれだけいるかというのは多分問題になってくるのだらうと思っております。

その辺はあれですけれども、先ほどのように、この森林経営管理制度でしかきれいにできないところに対して、実際この譲与税をどうやって使っていくかというのは、今後きっちりと考えながら、そして既に他自治体の実施例もありますので、必要などころには譲与税を使ってきっちりとやっていただきたいなと思います。

小項目1は、この辺で終わりたいと思います。

では、小項目2になりますけれども、先ほどの1でも述べましたように、誰がやるんだというところに関わると思うのですね。森林の整備を担うべき人材の育成及び確保について、この辺、市の担当部署としてはどういうふう考えているのかの答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保についての御質問でございますが、林業就業者の高齢化により担い手不足が深刻化しているという現状がございます。このようなことから、林業事業者の育成に当たっては、林業施業に必要な知識や技術などが必要であるため、関係機関が実施する研修会や講習会など、多くの方々が林業施業に関わりやすい環境を整えるとともに、林業に係る新たな人材確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、適切な森林整備を行うには専門的な意見を取り入れながら経営管理集積計画などを作成する必要がありますので、森林・林業の知識を有する有識者を地域林政アドバイザーとして求めているところでございます。しかしながら、アドバイザーの人材確保においては、所得や労働環境を総合的に判断すると厳しい条件となっていることから、条件に合致する応募者の方は現在いないという状況でございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 林政アドバイザーは私のこれまでの何回かの質問でも出てきて、この数年間募集をかけて御苦労されていると伺っておって、残念ながらいまだに見つからないというところで、この林政アドバイザー、そうなんですよね、グランドデザインをつくるに当たって、それをサポートしてくれるという人ですから誰でもいいというわけにはいかないし、これから育てるのでは間に合わないということで苦労されているのは分かるのですけれども、この辺は早くしないと先ほどの施業のスケジュールに全く間に合わないということもあるでしょうから、しっかりとやっていただきたいと思っております。

そして、これまでも何度もやり取りしたのですけれども、なりわいとして成り立つ森林

整備を受け持つ、要するにある意味専業従事者としての方々が減っていくと、その人たちも増やさなくちゃいけないし、片方では森林経営計画制度の、要するになりわいとしてはならないような、ある意味兼業として十分なぐらいの施業をやってくれる人も、できれば育てなくちゃいけないという話になってくると思うのですね。この二つの中で、実際今、専業とすれば笠間市広域森林組合が人材育成等をしているのも存じ上げていますけれども、もう少し地域に根差した人たちのあれということが全く、これまでも地域おこし協力隊を募集してできたらどうだろうかという答弁もあったのですけれども、実際のところ、まだ具体的に進んでいないと。

この辺の二つの方向性の考えというのは何かございましたら、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 専業とする方と本当のプロではない方という方の考え方という答弁だと思いますが、現在我々といたしましても今、最終調整段階にあります、森林環境譲与税の活用に向けた基本方針というのを策定しているところでございます。

その中でも、今、議員からの御質問にあったように、森林所有者の高齢化による経営意欲の低下や森林所有者の不存在化、担い手不足、相続、世代交代などから整備が行き届かない森林が増えているという現状の中で、茨城県が公表している意欲と能力のある林業経営体は、県内に25経営体あるうち、笠間市内には2経営体しかないという現状でございます。

そういうことを鑑みながら、今後どうしていくのか、経営管理制度の中で主となっていたただく経営体を育成するためには、早期にビジネスモデルの創出ということが課題となっております。いわゆる林業という産業を再構築してビジネスになるような形にしていくことによって、新たな林業従事者の増加を目指していきたいということが、まず一つあると考えております。

また、議員おっしゃるとおり、小さな林業経営体も育てていくことは大変重要と我々も考えておまして、今、市内に林業に関するボランティアが6団体あると我々も承知しております。先ほど申し上げました、活用に向けた基本指針の中で、その6団体の方にヒアリングを行いながら、現在どのような活動をされているのか、将来どのような活動をしていくのか、そしてまたどのような支援が必要なのかというところのヒアリングを、この基本方針に基づいて令和6年度実施をいたしまして、必要があればボランティア、ボランティアという言い方をしますけれども、森林ボランティアの方の育成による小規模な森林管理を行っていただくような団体を育てていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 森林施業、林業に携わる人を育てる、私、これ最後に、大項目

の最後に述べようと思ったのですけれども、やはりこの場所で述べたほうがいいのかと思いますので、ちょっと述べさせていただきたいと思います。

令和3年6月の議会で市長のほうからの答弁をいただいたときに、最後だけ述べさせていただきますと、これは議事録のあれなんですけれども、畑岡議員もそういう取組は、そういう取組というのは山に入って森林をきれいにすることなんですけれども、されているので、例えば飛躍してしまいますけれども、そういう仲間を集めて、要するにもう少ししっかりと、プロとまでいかないまでもお金を稼げるようなという意味かもしれませんが、そういう活動もありがたい話じゃないかという問いかけをいただいて、もう既に2年半ぐらいたつんですけれども、なかなか明確な答えが出せませんでしたけれども、これに対する答えが、昨年7月に私のところにある林業30年の大ベテラン、職人と言っていいのか、山持っているわけではないので、林家というにはちょっとあれですけれども、プロの方が城里町から転居してまいりまして、それから現在は笠間広域森林組合の仕事をいただきながら施業をしているというふうに伺っておりまして、そしてまたその方を中心に、要するにチェーンソーの使い方なり木の倒し方なり、基本的な林業教室も開いているというふうに伺っております。

これが一つの、私の付き合いの中でこういう方が笠間市に来て今非常に、山に動こうという動きをされている方も出ましたので、こういうところの人材育成のサポートを何らかやっただけであれば、人材育成の芽が出て花が咲くのかなと思いますので、その辺、直接的、間接的に笠間市のほうからの支援があればありがたいなと思っております。この辺どうぞよろしく願いいたします。

なかなか人材育成、私も市長からの問いかけがあったときに、今、チェーンソーの使い方なり、道をつくるためのバックホーの免許を取るんだとかというお答えをさせていただきましたけれども、やはり実践経験がないと全く、ほとんどできないんですね。そういう意味で、私もこの、ある意味師匠と言えるほどの方が来てくれて、この方を中心に新しいビジネスモデルをつくり上げられたらと思っておりますので、先ほど部長から答弁がありましたように、笠間に合った林業のビジネスモデルというところに、私たちも、私も含め頑張りたいと思いますので、その辺、人材育成、そして新しい林業ということでお手伝いいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

2番目、これで終わりしたいと思います。

次に、小項目3、森林の有する公益的機能に関する普及啓発について、笠間市として何か実践されていることがありましたら答弁いただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 森林の有する公益的機能に関する普及啓発についての質問でございますが、市の広報紙やホームページの掲載、笠間広域森林組合による森林経営研修会の開催及び機関誌の発行、また市内にあります緑の少年団による森林愛護活動によ

る啓発活動、森林に理解のある事業者が愛宕山で実施しているカスミ共感創造の森植樹祭などのイベントにおいてPR活動を行っているところでございます。

今後、市民の方々に森林保全の重要性や林業に対する意識の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） これまでのいろいろなPR活動についての資金というか、原資というか、活動資金というのは、これまでは一般会計からというか、これまでの一般会計から出ているのだろーと思えますけれども、今後、森林環境譲与税制度ができたから好きなだけということではありませんけれども、やはり活動をつくるに当たっては、予算があればということでは必ず出るのでしょうから、こういうしっかりとした長期的に使えるような予算があるということではしっかりと支援していただければなと思えます。その辺もよろしくお願いいたします。

では、次の小項目4になりますけれども、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策についていうところで、笠間市においてはどのようなことが実際されておりますか。よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 木材の利用の促進その他森林の整備の促進に関する施策についてとの御質問でございますが、木材の利用の促進に当たっては、茨城県において、いばらき木づかいチャレンジ事業を制度化し、補助事業を実施しながら、木材の利用の推進をしております。こちらについては、市内で1件、自動車ディーラーがこの事業を使って販売店を設置したという事例がございます。また、市では笠間工芸の丘やあたご天狗の森公園において木材を活用した整備をしており、公共施設の笠間市産の木質化を進めているところでございます。

今後におきましても、市の関係部署と協議の上、県産材や市産材の利用促進をし、必要に応じて森林環境譲与税を活用していくとともに、森林整備において発生する間伐材などは、地元製材事業者の方々と連携しながら有効な活用を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今の答弁では地元製材事業者という文言が入ったと思えますけれども、そうなんですよね、木材資源を使うというときに、現在の笠間だと大体、これ笠間市内から出たのというのがなかなか、サプライチェーンと言いますから、そういう流れというのはもうほとんどなくて、かつてのように笠間市に木材市場があれば、これはもう周辺からきたやつだと分かったんだと思えますけれども、その辺が今、答弁の中にあっただように、地元の木を地元の製材業者がひいて、それを地元のいろいろなところで使うという流れ、そういう答弁もありましたので、この辺しっかりとすれば、やはり木を育てる

というモチベーションにもなるのかなと思いますので、今後ともその辺しっかりと育てられるようによろしくお願いいたします。

この辺で小項目4までのあれですけれども、最後になりますけれども、実は来週、3月20日、県北の日立市が小さな林業ということで、自伐型林業推進協議会というところの支援を受けて、小さな林業のフォーラムを開くということになったそうです。実は去年、私は同じようなフォーラムを、正直言って、笠間でも開けないかという期待感を持って、去年、和歌山県のフォーラムを見てきたところなんですね。実際は、私1人が動いたぐらいでフォーラムを開けるほど簡単なものではなくて、やはり市と、市というか行政とということになりますので、やはり行政が森林を有効活用するんだよということをしつかりとPRして、それを形になるように見せていくことが、森林を持たれている方に対する応援になろうかと思ったり、私たちのようにボランティアであったり林業業者であったりという人の応援になりますので、その辺の市の応援PRのほうもよろしくお願いいたしますと思います。

以上で大項目2を終わりにしたいと思います。

続きまして、大項目3、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会について質問をさせていただきます。

約4年にわたる新型コロナウイルス感染症の蔓延にもかかわらず、大会関係者の努力により、対応により一度も中止することなく開催された「かさま陶芸の里ハーフマラソン」。関係者の方の御苦勞を、しっかりと私も理解したいと思っております。

そういう中で、やっとこのコロナ明けということで、通常のかさま陶芸の里ハーフマラソン大会が開催されたということで、いま一度これについて聞きたいと思っております。

小項目1としまして、「スポーツシティかさま」におけるかさま陶芸の里ハーフマラソン大会の位置づけについて御答弁願います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 15番畑岡議員の御質問にお答えをいたします。

「スポーツシティかさま」における位置づけでございますが、スポーツシティかさまは、一般社団法人笠間スポーツコミッションを中心に、市内のスポーツ資源や観光資源を活用し、スポーツの力で地域経済の活性化を目指すプロジェクトでございます。

具体的には、インナー施策とアウター施策の二つの軸で進めています。インナー施策は市民向けで、スポーツ施設の維持管理によるスポーツ機会の提供や指定管理者が実施する各種運動教室の開催などを行っています。アウター施策は市外の方に向けて、各種スポーツ大会の開催などにより、スポーツツーリズムの促進、本市のイメージアップや認知度向上、そして地域外との交流による地域経済の活性化を目指しています。

御質問のかさま陶芸の里ハーフマラソンにつきましては、市の魅力を感じられるように、笠間稻荷門前通りなど風情あふれる町並みや里山を通るコース設定を行い、全国から参加

者を募集するなど、アウター施策の一環として取り組んでおります。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるエチオピアのホストタウン登録を契機に、令和元年度から大会名称に「エチオピアの英雄、アベベ・ビキラ・メモリアル」を冠にして開催し、本市とエチオピアの友好の象徴としても位置づけられております。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） スポーツシティかさまのスポーツの全体をどういう考えたときに、インナー、市民向けと、アウター、ある意味市外の方を誘客ということというふうに二つに分けるといふのを伺いました。そういう中で、現在のハーフマラソン大会はどちらかという、現時点ではアウター向けが色合いが強いのかなというふうに理解しました。現時点ではそういうことで理解しました。

では、小項目2としまして、この2023年の第18回ハーフマラソン大会の評価、要するにいろいろな制限を取り払ったというところで、これまで人を集められなかった中で、この制限を取り払ったところの第18回大会をどういうふうに大会を評価したかということをお答えいただきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 2023年の第18回大会の評価についてでございますが、本大会は、平成25年度の第8回大会から10年間、10回にわたる公認コースとして開催をしてまいりました。第18回大会は、新たな公認コースとして、ランナーと観客の満足度向上を目指し、観客の声援による盛り上がり期待できるコースを設定しました。具体的には、観客数の多い笠間稲荷門前通りなどの市街地をより多く周回するコースとしたところでございます。

大会の評価でございますが、参加者や関係者の声として、まず新コースについては、アップダウンが多くなったことからチャレンジ精神をかき立てるといった意見や、稲荷神社周辺の応援にも活気があったという声が寄せられました。会場については、個室の更衣室が確保され、女性の更衣室にはパウダースペースが設けられ充実しているといった意見や、さらに女性に優しい大会になることを期待するという声がありました。

また、今回初めて実施したエチオピア支援のWay of Hope Projectでは、当日だけで約1,500点のランニンググッズの寄贈があり、参加者からは、エチオピアの役に立つのであればぜひ協力したいという意見が寄せられました。

このほか、更衣室や表彰台のグレードアップ、4年ぶりに復活したチョコレートの提供、そして社会福祉協議会の協力による温かいみそ汁の提供など、いずれも参加者から好評を得たところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 参加者からの評価というのは非常に高いものがあつたように、私も、あるランニングのポータルサイトなど伺って、承知しております。全く皆さんのいろいろな細かいところまでの努力が出ているのかなと思っております、参加者の1人であり、また地元の1人として誇らしげに思っている次第でございます。

質としては皆さんの努力でいろいろ向上しているんですけれども、参加者の数というか、私のほうで完走者ベースで見たところなんですけれども、ちょうど10年ぐらい前ですかね、2014年、2015年ぐらいが参加者のピークになっているんですね。これは、実は笠間市が頑張っている、頑張っていないというところ、また別なところにあるような気がしております、参加者が頑張っているにもかかわらずなかなか集まりにくくなっているというのは、実はいろいろな大会で出ているらしいんですね。先日、大阪マラソンでしたか、何か聞くところによると、定員を超えなかったという、伺ったんですね。かつては定員を超えて、抽せん当たらないと出られないという人気があつた大会にもかかわらず、そういう大会が散見されるようになったと。そして、3日に行われた東京マラソンについても、何か倍率の発表がなかったというふうに伺っております。多分これは、若干減つたのだらうと思います。

要するに、いろいろなところで参加者を募集するのに苦労されているという話が聞こえてきてまして、この辺の評価というか、この辺を現時点でどういうふうに考えているのかなということを伺いたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 参加者の減少というのは、やはり全国的な大きな課題になっているかと思ひます。やはり、大会数が多くなつたこととかいろいろな要素があるかと思ひますが、笠間市においては、やはり特色のある大会、ほかにはない笠間の特色を生かした大会を今後も続けていくことが重要かなというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 笠間市のマラソン大会の特色、これの一つに、地場産品である笠間焼の湯飲みがついていてというのは非常に好評だと伺っておりますし、ある意味、こんなに地場産品が参加賞につけて喜ばれるってなかなかないんですね。大体はメダルであつたり、いろいろなところで、もらつてもうれしいんですけども実用性がなかなかないということで、そういう意味では笠間市の、あと今回のコースの変更というのは皆さんの努力で魅力アップになつたかと思ひますけれども、とは言つても、参加者が減つて、どこかでなかなか難しくなるというのはしっかりと考えて、今後どうするかというのを常時考えていかなくちやいけないかと思ひますので、その辺もよろしくお願ひいたします。

そういうことで、次の（3）番、そういうダイバーシティまたは国際交流を意識した、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会の活性化ということで伺いたいと思ひますけれども、まず現時点で、さらによくしようという意味での活性化についての方策がありましたら、

御答弁願いたいと思います。

○議長（大関久義君） 3番目の項目でよろしいですか。

○15番（畑岡洋二君） はい。小項目3に入ります。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） ダイバーシティと国際交流を意識した、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会の活性化についてでございますが、まずダイバーシティにつきましては、外国人や視覚障害者などの参加を可能にすることで取り組んでおります。今後は、台湾などからの外国人留学生にも、係員ボランティアとして協力していただくよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、国際交流につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、エチオピアとの友好関係を強調し、開催しております。エチオピア大使など大使館関係者も参加しており、これは特筆すべき点だというふうに考えてございます。

本大会は、先ほど議員おっしゃられましたように、地元の笠間焼を参加賞として提供している点や、エチオピアと強い絆を持って開催している点などが特徴を持った大会でございます。東京マラソンなどの大規模な大会とは異なり、当大会のような地方大会では、全国的に参加者の減少が課題となっているところでございます。しかしながら、当大会におきましては、他の大会にない笠間の特色を十分に生かすことが、大会活性化の目的であるというふうに考えてございます。

今後も、大会を継続的にブラッシュアップをしまして、市民をはじめ全国のランナーから愛される大会を目指してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 私のほうから、まずダイバーシティという、いろいろな方が出やすいということになるんですけれども、コロナを契機に、いろいろな理由で種目をハーフマラソン大会に絞られたということになりまして、この辺がハーフマラソンに絞ったことで、結局は目的をちょっと絞ったということになりまして、そうしたときに、コロナ前にあった5キロのコースだったり、あと小中学生のものであったり、いろいろな方が出られるチャンスがあったと思うのですけれども、現時点この辺いろいろな理由があって制限がかかるのかもしれませんが、この辺の復活というのは、まずいかなものでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 議員の御質問の5キロや10キロの部門を設けることについては、現在のところ考えてございません。

本大会は、今回のコースの変更によりまして、交通規制時間の変更も行っております。特に門前通り周辺の交通規制時間は、これまで50分だったものを90分に延長させていただ

いております。5キロや10キロの部門を追加しますと、コース設定によっては、門前通り周辺だけでなく他の地区間においても、交通規制時間をさらに延長する必要があります。これは、交通の支障を引き起こす可能性があるため、慎重に考える必要があると考えております。さらに新たな部門を設けますと、係員増員などの問題もございますので、現在のところハーフマラソン以外の部門を実施することは考えてございません。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 私もまだハーフマラソンが走れる身としては、ハーフマラソンがあることによって私個人にとってはまだ満たされてはいるんですけども、やはり年齢がいったハーフマラソンがきつい、そのために時間制限を延ばしたということになりますでしょうし、あと今回、年齢制限も若干あるようなので、先日も私が行っているジムで、昔、子どもと走って、またもう10年ぶりぐらいで走りたいんだよというお父様がいて、そこで私が、今のところそういうのがないんだよということで、ちょっとがっかりされてしまったので、とは言っても、夢と現実のはざまを担当の方は悩んでいるのでしょけれども、その辺の可能性をしっかりと引き出していただけたらありがたいと思います。

もう一つ、国際交流に関しては、そうなんですよ、非常にエチオピアとのつながり、しっかりとしたり取りというのは、もう特筆すべきだと私も思っております。そこに、ゴルフ等でまた観光等いろいろな形で、台湾のほうとのやり取りがさらに密接になってきたというところで、何かしら台湾の方も笠間に来てくれるということのPR、どういようなことがあってもいいのかなと私は最近思っておりますので、なかなかエチオピアの方が直接来るといのは遠いですがあれですけども、台湾の方であつたら来てもらうような情報発信があればいいのか、まずあつて、そして同じように、笠間の方が台湾の大会に出るようなその情報発信のお手伝いできれば、その交流に、今の行政として台湾との交流を密接にするという中で、もう一つ何かできるのかなと思っておりますので、その辺いかがでしょうかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 国際交流を推進していく上では大切なことだと考えておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） マラソン大会、結局ここにも、私も思いますけれども、少子高齢化、要するに団塊の世代の人たちがもう70後半になって80過ぎるとい、やはり団塊のピラミッドが過ぎたところが影響あると思いますので、その辺もしっかりと見ながら大会運営をしていただければ、市民もそして大会運営者もハッピーなのかと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 15番畑岡洋二君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

21番石崎勝三君が退席いたしました。

9番田村幸子君の発言を許可いたします。

田村幸子君。

〔9番 田村幸子君登壇〕

○9番（田村幸子君） 9番、公明党の田村幸子でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式にて質問をさせていただきます。

質問をさせていただきます前に、このたびの令和6年能登半島地震におきまして被災された皆様、お亡くなりになられました方々に際しましては、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。また昨日は、3.11東日本大震災より13年がたち、いまだ御苦勞をされていらっしゃる多くの皆様の御健康と御多幸を心よりお祈り申し上げます。

それでは質問をさせていただきます。本日は、学校施設老朽化対策と防災機能強化推進、学校におけるがん教育についての二つを質問させていただきます。

初めに、大項目1、学校施設老朽化対策と防災機能強化推進についてですが、昨年4月21日、福岡県北九州市内の小学校では校舎4階のひさし部分の外壁の一部が剥がれ落ち、複数のモルタルの破片が下にいた下校中の4年生の足や頭に当たり、1人が左足の中指を骨折したほか、4人が腫れや痛みを訴えるなど軽いけがをしました。落下した破片は、重さ僅か1グラムから6グラムで、大きさはいずれも2センチ前後だったということです。校舎は建設から40年以上経過していて、毎年4月に市内全域の小中学校で点検は行われており、点検が行われたばかりの事故でした。

また、埼玉県久喜市では、10月17日に市内の小学校校舎3階から横2メートル、縦85センチ、厚さ4センチと畳1畳ほどのモルタルが1階学童保育室のひさしに当たり、ひさしの一部が損傷しました。その前年10月にも市内の中学校で校舎外壁の一部が落下する事故があり、ともに建設後40年経過している校舎でした。老朽化対策として、この学校を含む12校の外壁改修工事の準備を進める中で起きてしまった事故で、今後も重大な事故につながりかねないおそれがある状況です。

文部科学省によりますと、全国の公立小中学校の約半数の施設が築40年以上経過、その約7割が改修を必要としており、平成27年度から昨年11月までに発生した外壁落下は38件に上っているとのことです。

元旦に発生しました能登半島地震では、能登地域を中心とする校舎での外壁のひび割れや窓ガラスの損壊は確認されたものの、学校施設の倒壊は1校もなく、多くの学校施設が地域住民の命を守るための避難場所となりました。災害時には地域住民の命を守る避難所として、平時には子どもたちの学びや地域コミュニティの拠点としても活用される学校ですが、各体育館への空調設備の整備をはじめ防災機能強化や施設の老朽化対策は、笠間市においても課題ではないかと思われまますので、市内の状況を伺ってまいります。

大項目1、学校施設老朽化対策と防災機能強化推進について。小項目①、学校施設の築年数と長寿命化を図るための老朽化対策についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 9番田村議員の御質問にお答えをいたします。

市内の学校施設の築年数と老朽化対策についてでございますが、本市の学校施設の大部分は昭和40年代から昭和50年代に建設されたもので、その結果、施設の老朽化が進んでいる状況でございます。一番古い校舎である友部小学校は昭和47年に建設され、現在51年が経過しているところでございます。

学校施設の耐用年数は、国の指針により70年から80年とされております。そのため、主に屋根、外壁などの原状回復を目的とした予防改修と、鉄筋の腐食対策などの機能向上を目的とした長寿命化改修を効果的に組み合わせて、学校施設の長寿命化を図っているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。

近年は気候変動の影響により、気象災害が激甚化しております。我が市におきましても、実は先月、2月27日、強風が吹き荒れたときに、笠間中学校の生徒用正面玄関の引き戸の片側が1枚昇降口側に突然倒れて、ガラスが割れるなどの被害があったと伺いました。私は、ちょうど補修整備をしているところに伺いました。大きな事故にならずによかったと思います。どなたもけがをした人はおりませんでした。生徒の皆様はその日、懸命に校内の清掃をされておりましたが、建設して48年経過している校舎は、ところどころが老朽化が進んでいることが分かりました。安全のための取組の重要性は急務であると思われました。

このような緊急のときの施設補修整備は学校ごとに行えるのか、または学務課が対応しているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 緊急な学校施設の修繕に対する予算措置についてでございますが、教育委員会では、まず学校からの連絡を日々受け取りまして、担当職員が現場を確認して、そして必要性を判断します。小規模な修繕につきましては、学校の配当予算で校長が判断し、対応を行います。ただ一方、大規模な修繕につきましては、学務課の予算で

対応しているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 笠間中学校の場合も、何か10万円以上だと教育委員会のほうから出していただくようになりますが、校内で何とか賄えましたというようなことを先生がおっしゃられたので、そういう予算の配分があるんだなということを改めて学ばせていただきました。ありがとうございます。

それではもう一度、市内16校中、12校が建設後40年以上経過していると聞いております。これからも学校長寿命化を実施し、建物の使用年数を、先ほどおっしゃっていただけども、築70年から80年まで延長するための維持、更新コストを考えますと、学校適正規模、また適正配置も早急に考えていく必要があると思われませんが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、笠間市の児童生徒数は、今後10年間で3割から4割が減少すると予測をされてございます。また、学校施設の老朽化も進んでいます。これらの状況を考えますと、現在の教育水準を将来にわたって維持、向上させるためには、学校の統廃合を含む全体的な見直しが必要だと考えてございます。そのため、令和6年度からは学校の適正規模と適正配置についての検討を本格的に始めてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。そのような予定を、計画を立てていくことが大事だと思いますし、またいろいろな周りの皆様の御意見を聞いていただきながら進めていただけたらと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、小項目②に移ります。建築基準法第12条に基づく調査、点検の状況と校舎の耐震化、またブロック塀などの安全対策はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えいたします。

建築基準法第12条に基づく検査は、特定建築物定期検査、建築設備定期検査、防火設備定期検査、昇降機等定期検査の四つに分かれております。これらの検査は、対象となる建物の所有者が定期的実施することが求められております。特定建築物定期検査は3年に1回の検査で、その他の三つの検査については毎年行われます。検査の結果、何らかの不具合が見つかった場合は、速やかに改修工事を行っています。

校舎の耐震化につきましては、平成26年までに全ての校舎が対応済みとなっております。また、学校施設のブロック塀についても平成30年に安全点検を実施し、ひび割れや破損が見つかったブロック塀については、改修工事を行ったところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 度々の点検の積み重ねによって今まで安心・安全に笠間市の子どもたちも過ごしてくれたのかなと思いますと、いかにこの日頃の点検、そして密なる連携が大事だということを改めて、私も現場に行かせていただきまして思いました。

ただ、なかなかその点検の中には入れていないといいますか、かからないといいますか、そういった細かいところも実はいろいろと老朽化しているところもあるかなというのも、今回気がついたところでもございますので、そういった点検には本当にきめ細かくなさっていただけたらと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、小項目③に移らせていただきます。防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における令和7年までの修繕や改修計画は、笠間市にはあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えいたします。

本市では、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関連する国土交通省のインフラ長寿命化基本計画に基づき、令和3年3月に笠間市学校施設長寿命化計画を策定しております。この計画に基づき、築年数が34年を経過し老朽化が進んでいる北川根小学校につきましては、長寿命化改修工事を令和6年から2年間で実施する予定でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 16校中、12校が建設後40年以上たっている、そういう校舎の中で、北川根小学校が特にいろいろな部分でちょっと厳しい状況だということの御判断だったと思いますが、この整備事業に関しましては、国による財政措置の中の、建築後20年以上40年未満である個別時の長寿命化改良事業に当たると思ってよろしいんですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） そのとおりです。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。分かりました。

また、文部科学省が考える公立学校施設整備においては、新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現を目指しており、2050年のカーボンニュートラル達成に向けても推進していると思いますが、そこで、小項目④の脱炭素社会の実現に貢献するための持続可能な環境整備の推進はどうでしょうか。具体的に、高断熱化であるとか、LED照明

であるとか、高効率空調であるとか、太陽光発電などについてお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えいたします。

学校施設におきましては、これまでも脱炭素化に向けた取組を行ってまいりました。具体的には、友部第二中学校やみなみ学園義務教育学校の改修工事では、屋根の断熱化やLED照明の導入を行ってきました。また、稲田中学校では、教室の窓ガラスにガラスフィルムを貼ることで夏の暑さ対策を行い、冷房の使用を抑える取組を進めてまいりました。

そして今回、北川根小学校の改修工事では、屋根の断熱化により空調の効率を上げるとともに、太陽光発電の導入とLED照明化による消費電力量の削減を図り、施設の老朽化対策と併せて脱炭素化を推進する工事を実施してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） その時代に合った新しい施設整備になっていくのだと思うと、本当に環境にいい施設に、これからも一つ一つ変わっていくのかなと期待をしていきたいと思います。

それでは、小項目⑤に移ります。平時は児童生徒のため、または地域コミュニティーの拠点となり、災害時には地域住民の避難所にもなる、体育館のトイレの洋式化やバリアフリー化とともに、自家発電などバックアップ電源の整備、確保を含めた空調設備の整備計画についてはどうでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えいたします。

学校体育館は、災害時に地域住民の避難所としても活用される重要な施設でございます。そのため、避難生活が安全に送れるよう、拠点避難所として指定されている体育館を優先的に整備をしてまいりたいと考えております。

トイレの洋式化については、既に16校中、10校が実施済みでございます。令和6年度は、友部小学校の体育館のトイレを洋式化する予定でございます。

バリアフリー化につきましては、16校中、7校でスロープが設置済みでございます。まだ設置が完了していない学校については、順次、検討を進めます。

空調設備につきましては、停電時においても運転可能なガス方式の空調設備の整備と非常用電源の設置を計画しております。具体的には、友部中学校と岩間中学校でこれらの整備を行うため、令和6年度に実施設計業務を委託する予定でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。前々回の定例会での私の一般質問の中で

も、子どもたちの熱中症対策でもお願いをしておりました、体育館への空調設備の整備は、誰もが願っておりました。災害時には、地域住民の命を守る避難所にも使用されます。

また、学校設置施設のバリアフリー化推進指針等を踏まえ、車椅子の方や乳幼児を連れてた方でも誰でも使用可能なバリアフリースイールの設置や、バリアフリーの見える化として、建物の入り口に案内板の設置や、バリアフリー情報をあらかじめお知らせできるホームページ上での提供などもさらに重要かと思われませんが、この点はいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをいたします。

まず、体育館への多目的トイレなどの整備についてでございますが、やはりその整備は、全ての市民が安心して学校施設を利用できるようにするために重要な取組であると認識をしております。ただし、設置をするためには一定のスペースが必要となりますので、調査を含めて検討してまいりたいと、そのように考えてございます。

もう1点、バリアフリーの情報の見える化についても、重要なことであると考えてございますので、今後その情報を学校のホームページなどに掲載し、誰もが簡単に確認できるようにしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。このように災害が多い昨今ですと、市内の企業の方も広告で、避難所一覧の広告地図を入れてくださったりとか、本当に周りの皆様の意識も高まりつつあるなと思ったときに、災害は起こらないほうがよいのですが、万が一の災害に備えて、そのような設備を整えていっていただける方向で進んでいっていることを一つ一つ伺いながら、環境の整備が進んでいることも私自身が知ることもできましたし、今後の指針として、また進めていっていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最後になりますが、小項目⑥、これからも安全で安心な教育環境確保を進めていただきたいと思いますが、特に今後の取組、課題などがございましたらお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをいたします。

学校施設の環境整備につきましては、これまでに耐震化工事や校舎トイレの洋式化、エアコンの設置などを行い、児童生徒が快適な環境で集中して授業に取り組むことができるよう、教育環境の改善に努めてきたところでございます。

先ほども答弁しましたとおり、本市の学校施設は昭和40年代から昭和50年代にかけて建設されたものが大半を占めていることから、これらの施設を適切に維持していくためには、長寿命化改修が重要となります。今後は、定期的な点検による必要な修繕を実施し、適切

な維持管理を行いながら、学校施設の計画的な長寿命化を進めてまいります。

また、脱炭素化を推進し、児童生徒が安心・安全に過ごすことができる環境づくりにも取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 大変にありがとうございます。避難所としての防災機能を備えた学校施設は、防災教育における実物大の教材ともなると思います。引き続き、安全・安心な教育環境確保のための取組を、これからもどうぞよろしくお願いいたします。今日はありがとうございます。

それでは、大項目2のほうに移らせていただきます。続いていいですか。すみません、部長。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 大項目2のほうで、リーフレットの提示をしてもよろしいでしょうか。許可をお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） はい。大丈夫です。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。

大項目2、学校におけるがん教育についてですが、日本人の2人に1人は、生涯のうちに何らかのがんにかかると推計されております。また、日本人の死因の約3割はがんとなっており、近年がんになる人は増え続けています。このように全ての人にとって身近な病気であり、子どものうちからがんに関する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることは、とても重要です。茨城県では命の大切さを育むがん教育の推進を図るため、平成26年度よりがん教育総合支援事業を行っており、茨城県総合がん対策推進計画の中で重点課題の一つとして、がん教育の推進を掲げております。

それでは、小項目①に移ります。がん教育の背景と教育の必要性についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） がん教育の背景と教育の必要性についてでございますが、議員おっしゃるように、がんは1981年以降、日本人の死因の第1位となっております。現在では、日本人の2人に1人が一生のうちに何らかの形でのがんにかかると推測されています。さらに、日本人の死因の約3割ががんによるもので、近年では、がんにかかると増え続けております。このような現状を考えますと、子どもたちが早い段階からがんについての正しい知識を身につけ、がん患者への理解を深め、命の大切さについて認識することは非常に重要であります。

これらを受け、茨城県では命の大切さを育むがん教育の推進を目指し、平成26年度からがん教育総合支援事業を開始しました。この取組を受けまして、笠間市でも、平成26年度

から全ての学校でがん教育を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） それでは、小項目②に移ります。がん教育の位置づけはどのようになっているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） がん教育の位置づけについてでございますが、学校教育の中で、がん教育は生活習慣病の一部として位置づけられております。具体的には、保健の授業や特別活動の時間を利用して、がんについての教育が行われています。また、教員の教育においても、茨城県主催のがん教育指導者研修会により、教員自身ががん教育についての知識を深め、適切な指導ができるようにしているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） それでは、小項目③に移ります。小・中・高とありますが、今回は小・中のみお伺いできればと思います。それぞれの学習指導要領を踏まえた学び方と内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 小・中それぞれの学習指導要領を踏まえた学び方と内容についてでございますが、がん教育の対象となる学年は、小学6年生と中学2年生でございます。

主な学習内容としては、がんを引き起こす要因と、その予防方法について学びます。具体的には、まずはがんという病気についての基本的な理解を深めます。次に、がんがどのようにして発生するのか、そのメカニズムについて学びます。さらに、がんの予防方法、がんの進行する過程と早期発見の重要性、早期治療の効果について学びます。最後に、がんのリスクを減らすための生活習慣について学びます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 学校におけるがん教育の在り方については、健康と命の大切さを育むという視点で、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識の習得とがん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めること、また新学習指導要領に基づき実施するがんに関する教育は、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質と能力を子どもたちに育むことを目指しているということと理解いたしました。そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 議員おっしゃったように、指導要領の改正で、平成29年3月に改定された中学校の学習指導要領において、生活習慣病などの予防と回復について学習する際に、がんについても取り扱うということが新たに明記されたところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 将来にわたっても、今、がんが増えているということですので、教育の現場でこのような学びがあるということは、生涯健康でいくための一つの方法をそれぞれが身につけることができることにつながっていくと思いますので、よりよい効果を期待していきたいと思います。

それでは、小項目④のほうに移らせていただきます。家族と共に学べる機会の創出や、今からできる様々な疾病の予防と、望ましい生活習慣の確立についてお伺いたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをいたします。

がん教育におきましては、保健の教科書だけでなく、県が作成した教材「知っていますか？がんのこと」という啓発リーフレットも活用しております。特にこのリーフレットは、児童生徒が自分自身のためにできることや家族に伝えるべき内容が設けられております。

これにより、学校で学んだことを家庭でも共有し、家族全員で話し合う機会が生まれます。このような学習と家庭での話し合いを通じて、生活習慣の見直しにつながると考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 私もそのリーフレットをインターネットのほうで見せていただきましたけれども、非常に絵が大きくて文字も大きくて、分かりやすく解説をされておりました。その教材を使って学校のほうでも勉強をしているとのことですので、分かりやすくてよろしいと思います。

また、昨今の話題なんですけれども、実は山形県南陽市では本年1月10日、11日の両日で、市内の全ての中学校4校しかないのですが、4校と高校1校で、科学的根拠に基づいてがんを予防し健康寿命を延ばそうと、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するHPVワクチン接種の理解促進のための取組として、出張授業が行われたそうです。特に、男性が接種することでパートナーの感染抑制や肛門がんなどの予防につながることを説明、講師は、関西の医学生らでつくる、若者にHPVワクチンについて広く発信する会「V c a n」が務めました。同市は、昨年6月から小学6年生から高校1年生の年代と、キャッチアップ世代に当たる1997年4月2日から2012年4月1日生まれの男性にもワクチン接種費用を全額市が補助をしていて、1月9日までに48の方が補助を受けたそうです。このような活動は、今からできる疾病予防だと思います。

笠間市でも、公費でワクチン接種ができる対象となる小学6年生から高校1年生の女子

に対して、先ほど許可をいただきましたリーフレットですけれども、こちらも笠間市のホームページから検索ができて、「小学校6年～高校1年相当の女の子と保護者の方へ大切なお知らせ」これは概要版になっております。また、こちらは詳細版で、同じく「小学校6年～高校1年生の女の子と保護者の方へ大切なお知らせ」ということで、2024年2月に改訂をされた、ワクチンのことの大切さのことについて、また健康について書かれているリーフレットですけれども、笠間市でも個別に対象者には今まで送っていただいていると思いますが、これは今はどのようなになっているのか御存じでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをいたします。

令和5年度におきましては、この対象者、小学6年生から高校1年生までの対象者の保護者に対して、そのリーフレットを全戸配布したところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。小学校、中学生の女子が対象ということで、ただ16歳以下のお子さんは親の同意がないと接種ができないので、親ががんについて共に学べる機会があれば、また家族で話合いや共有することもできると思います。

そのような思いから、次の質問なんですけれども、小項目⑤ですが、専門知識を持つ医師や、実体験に基づいた話ができるがん患者・経験された方を外部講師として活用しての教育講演会や、外部講師研修会の開催についてはどのような状況ですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをいたします。

本市では、がん経験者やがん関連団体職員などを外部講師として活用した教育を実施しております。過去には、県立中央病院の院長を講師として招き、がん教育を実施しました。

また、今年度は県の事業を活用し、稲田小学校でがん教育を実施しました。茨城がん体験談スピーカーバンクからがん経験者を講師として招き、次のテーマについて講演を行いました。一つ目は、参療、がん情報サービス、がん相談支援センターについて、二つ目は、がん体験談、乳がん仲間と語り合おう、三つ目は、みんなと一緒に考えるがんの原因たばこについて、四つ目は、笠間市のがん検診についてでございます。講演後には児童が保護者に向けて、がん予防メッセージを書く活動を行いました。例えば、ある児童が書いたメッセージでは、パパ、お酒とたばこはがんの原因になるかもしれないから、量を減らして。運動不足もよくないから、時間があればジムに行ってみてという内容が含まれておりました。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。笠間市はたくさんの講演会や勉強会を開

催しているということで、安心をいたしました。まだまだ全国的にはこのように外部の方を講師に迎えての研修会や勉強会が進んでない状況だということを伺っていたので、これからは大いに活用していただきまして、家族が先ほどの感想のように語り合えるようなきっかけ、また機会を与えていただくことが大事なのかなと思いますので、今後どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、がん教育において、専門家である医師やがんと向き合う当事者の方を外部講師として迎えることは、先ほどもお話をさせていただきましたように、正しい知識や共感的理解を深める上で大変有意義になると思います。また、これからはオンラインなどデジタル化も含めて文科省も茨城県もそここのところも進めていると思われまますので、さらなる推進になるようお願ひできたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問にさせていただきます。小項目⑥です。がん教育のさらなる充実を図るためには、どのようにしていくことがベストでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） がん教育のさらなる充実に向けての御質問でございますが、各学校においてがん教育の実施を確実に行うことが重要だと考えています。児童生徒が、がんに関する基本的な知識や予防方法、早期発見の重要性を理解すること、そして教員が、これらを正しく理解し、児童生徒に適切に伝えるための研修が必要だと考えています。また、児童生徒向けのがん教育だけでなく、保護者を対象とした講演会等を通して、がん予防の重要性や家庭での健康管理の方法を啓発することも重要だと考えております。今後も、継続して指導の充実を図ってまいります。

さらに、がん教育における情報の信頼性や正確性を確保するために、専門家や医療機関との協力を密にし、最新の情報や科学的根拠に基づいた内容を提供していくことも必要だと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。今のお話の中で、各学校においてそれぞれ決めて開催ということですがけれども、例えば各学校では、こういった講師の先生方を選ぶツールといいますか、そういったリストとかはあるのでしょうか。情報公開といいますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） リストはございます。

そして、がん経験者やがん関連団体とのそういった講演会の案内とかが来ていますので、そちらを活用しまして実施をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） よく分かりました。ありがとうございます。

本当に、がん教育を通して正しい生活習慣を身につけていくことが、一番、子どもたちにとってのがん教育の大切だとは思いますが、こうしたこの教育を通して、自他ともの健康と命の大切さを育ていけるように、また教育や医師会、また保健主管部局、PTA、また患者の会の皆様などとも連携をして、さらにこれから未来を担う子どもたちの心身ともの健康のためにも、推進をお願いできればと思います。今日はいろいろと勉強になりました。ありがとうございました。

以上をもちまして質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 9番田村幸子君の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番鈴木宏治君の発言を許可いたします。

鈴木宏治君。

〔4番 鈴木宏治君登壇〕

○4番（鈴木宏治君） 4番、政研会の鈴木宏治です。通告に従い一問一答方式で質問します。

議長にお願いがあります。パネルの提示の許可をお願いします。

○議長（大関久義君） 許可いたします。

○4番（鈴木宏治君） よろしく申し上げます。

それでは、大項目1、本市の胃がん対策について、本日はお聞きしたいと思います。

2月27日、国立社会保障・人口問題研究所の発表では、2023年の出生者数が過去最低の75万8,631人と発表されました。出生数76万人を切るのは2035年という予想が外れ、12年も早い数字となりました。これは、出生数の減少が加速されている状況であると認めざるを得ない状況です。

そして、社会保険研究所によれば、2023年の合計特殊出生率は1.26%、2020年の1.30から0.04下がり77万759人、そして死亡者数が156万9,050人という形の死亡者数になりました。そんな中、自然増減数がマイナス79万8,291人で、前年度の62万人よりも17万人以上が減少するという状況に今なっていました。その中での1位の死因は、悪性新生物（腫瘍）、がんでした。2位が心疾患、そして3位は老衰ということになってきました。

少子高齢化という形が、こういうところで超高齢化社会というのも見えてきたという形になっている中で、2019年5月19日の第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部において、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現のための3本柱の一つとして、雇用・年金制度改革等や医療・福祉サービス改革プランとともに、健康寿命延伸プランが発

表されました。健康寿命延伸プランでは、2016年は男性が72.14歳、女性が74.79歳だった健康寿命を2040年までに男女ともに3年以上延伸し、2016年比で75歳以上とすることを目指しています。

このプランを達成するため、健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進と、地域・保険者間の格差の解消に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用し、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防の3分野を中心に取組を推進することとしています。

さらに、内閣府の「選択する未来」委員会の2015年の人口統計から見えてくる未来像では、100年後人口は3分の1に、日本の人口急減・超高齢化の問題ということが提唱されております。その影響として、経済規模の縮小、基礎自治体の担い手の減少、東京圏の高齢化、さらに社会保障制度と財政の持続可能性の低下、4、理想の子ども数を持ってない社会という四つの点が提唱されております。

そんな中、人口減少、少子化・超高齢化に警鐘を鳴らしています。そんな中で、がん、悪性新生物を予防し、がんの発生を抑える医学が今注目されていると思います。

ここでお尋ねします。医学には予防医学と治療医学の二つがあるそうですが、今回は小項目①、本市の予防医学への取組と考え方について教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

本市の予防医学への取組と考え方についてでございますが、予防医学の始まりは、感染症と栄養障害に対する予防であり、1940年代後半頃より予防医学の実践となる保健活動を支える法整備が進められ、感染症や母子保健を中心とした本格的な対策が始まりました。その後、時代の変化とともに出現する健康課題への対策を確立して、保健活動が進められております。

笠間市では、疾病の罹患を防ぐことばかりではなく、健康寿命の延伸や心身の健康維持増進及びQOLの向上を図るなど広い概念を持ち、ライフステージに応じたきめ細やかな健康づくりを、各分野及び関係機関と連携をいたしまして、予防医学の実践の根幹となる保健活動を進めております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 予防医学には段階的な取組があると聞いておりますが、小項目②、一次予防、二次予防、三次予防とは何か教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 一次、二次、三次予防についてでございますが、一次予防とは、生活習慣や生活環境の改善によって病気の発生を防ぐことでございます。禁煙や適度な運動、栄養バランスの取れた食事、予防接種など、健康増進に関する正しい知識

を得て行動し、日常生活をより健康的に過ごすことが求められております。

二次予防は、発症している健康異常を健診等によって早期に発見し、早期治療や保健指導等の対策を行うことで、疾病による重症化を予防することです。

三次予防は、治癒過程において保健指導やリハビリテーションを行うことで、社会復帰を促したり、再発を防止する取組のことです。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） それでは、小項目③、本市の一次予防、二次予防、三次予防の取組について教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 本市の取組につきまして、主に健康医療政策課での取組についてお答えをさせていただきます。

まず、一次予防の取組についてでございますが、健康増進を図るための食育活動や各種健康教育、メンタルヘルスを含む健康教室、健康相談等を行い、生活習慣病の予防を進めるとともに、疾病の発症予防のための各種予防接種、また定期的な健康診断の受診勧奨のための個別通知などによるセルフケアの周知啓発を行っております。

二次予防の取組についてでございますが、健康診査やがん検診の受診促進のため、市が行う集団検診と個別医療機関での検診を計画し、検診体制の環境を整えております。また、健診の結果、生活習慣改善が必要な方に対しましては栄養士や保健師による保健指導を、精密検査該当となった方に対しましては保健師が電話や家庭訪問にて健診結果説明や医療機関受診勧奨など、重症化予防を図るための保健指導を行っております。

三次予防の取組についてでございますが、健診結果の異常値放置による未治療者や治療中断者に対しまして保健師等の家庭訪問等により保健指導を実施し、再発による重症化予防を図っております。また、精神疾患の回復期にある方を対象とした生活訓練事業や、がん治療を行っている方への日常生活、就労や社会参加への支援といたしまして、助成事業も行っております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 一次予防、二次予防、三次予防、様々な疾病に関して取組を、いろいろな形で多角的、多面的にやっているということがよく分かりました。

ここで、死亡原因の1位ある悪性新生物（腫瘍）、がんについてお聞きしたいと思えます。

小項目④、がん罹患者・死亡者数、順位、そして推移などはどのようになっているか教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） がんの罹患者、死亡者数と順位の推移についてお答えいたします。

国立がん研究センターで公表されております2019年での数値でお答えをさせていただきます。全国のがんの罹患者数は約100万人で、年々増加しております。死亡者数は約38万人で、増加傾向にあります。

厚生労働省2019年の人口動態統計によりますと、先ほど議員もおっしゃいましたように、主な死因の順位は、第1位が悪性新生物、いわゆるがんですね。2位が心疾患、3位が老衰となっております。部位別に見たがんの罹患者数、死亡者数の上位は、ともに大腸、肺、胃となっております。

なお、笠間市の状況につきましては、茨城県がん登録事業報告によりますと、死因順位の1位は、全国と同じがんとなっております。罹患者数は596人、死亡者数は278人で、近年は横ばい状況となっております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ここで、資料、パネルの提示を。ありがとうございます。

資料の提示をさせていただき、御確認をちょっとしていただきたいと思うのですが、2019年、同じ資料だと思うのですが、国として出している資料が、数字がいろいろなところでちょっとずつ違っている場合があって、これが一番確からしいということで多分保健福祉部のほうでも選ばれたのかなと思うのですが、私もこれを見て考えたのですが、胃がんの罹患者率、胃がんになるんだという人たちはどのくらいいるのかなということをやっぱり知りたかったのですが、男性は3位、女性は5位ということがこのグラフのとおり出ているわけで、そのうちの1位は、男性は前立腺がんという形になっていました。女性が、どちらかという胃がんが若干少ないという印象があったのですが。

罹患者数、どの年齢が、胃がんが多いかなということをやちょっと調べました。それと資料を見ていただくとおり、45歳から特に胃がんが増えてくると。ほかのがんも一つ一つ調べると随分違うのですが、45歳から特に増えるということが分かりました。そして、がん種と比べてどのぐらいの人が。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君、マイクを使いながらやってください。

○4番（鈴木宏治君） ごめんなさい。

○議長（大関久義君） 記録されませんので。

○4番（鈴木宏治君） すみません。次、どのぐらいのがんの死亡者がいるかという形を調べたのですが、すみません、もしかすると配っている資料のほうで男性3位になっているかもしれないのですが、実際には2位になっていまして、大腸がん、結腸がんを一緒にすると3位という形になるという統計の取り方で2位と3位は変わるのですが、今回このような形になっています。

そして、男性と女性の場合で、特に胃がんの場合だと、男性の死亡率が極端に高くなっているというのがデータで出ております。それを次の資料で出します。見ていただくと、男性、女性ともに50歳代から急に胃がんの死亡率というのが上がっていくということが、

はっきり統計データで出ています。

そんな中で注目したのは、どの都道府県が、実は胃がんの罹患率というか、年齢調整死亡率が高いかということも出ておりまして、もう1枚資料出させていただきます。茨城県人口10万人単位で、日本でベストテンに入るぐらい男性の胃がんの死亡率が高い県だということが分かりました。女性は逆に言うと下から数えたほうが早いというか、すごく女性の罹患率というのは低いんだということが分かっていったわけでございます。

資料のほう、すみません、以上なんですけれども、取りあえずしめます。

がんの罹患率、死亡順位と推移ということで見えていった中では、やはり女性の場合には乳がんとか大腸がん、そして結腸がん、肺がん、胃がんという形の順位になっていますが、トータルで見ると、胃がんは上位から3位までになっているということで、がんの中では特に死亡者が多いというがんになっているということが分かります。

がんの罹患率が45歳から増えていくということと、死亡者数が50歳から増えていくということが出てきましたけれども、がんの中でも特に防げるのは胃がんということが今、いろいろな医学的な見地からはっきりしてきていると思うのですけれども、その中で、小項目⑤、予防医学的見地から下げることができると言われてこの胃がんについて、胃がんの主な原因は何だと考えられているかということをお教えください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 胃がんの主な原因についてでございますが、胃がんの発症リスクとして幾つかの要因が指摘をされております。

国立がん研究センターによりますと、胃がんの発生の要因には、喫煙のほか、食塩、高塩分食品の多量摂取が胃がん発生の危険性を高めると報告されており、また胃粘膜に生息する細菌として知られているヘリコバクター・ピロリ感染が関連することも示されております。50歳以上の約70%がピロリ菌に感染していると言われておりますが、感染した全ての方が胃がんにはなるわけではないことから、生活習慣の改善及び早期発見、早期治療のための取組が重要であると考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ピロリ菌の発見ということがあって、胃がんの原因だろうということがだんだん予測されてきたと思うのですけれども、小項目⑥に行きます。たしか1979年に発見された菌だと思っておりますけれども、ピロリ菌とはどういったものかということをお教えください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） ピロリ菌についてでございますが、ピロリ菌は、正式名称はヘリコバクター・ピロリであり、井戸水や土壌などに生息する菌で、人が感染すると胃の粘膜に生息し、胃炎や胃潰瘍、胃がんの誘発因子であると判明しております。

ピロリ菌は、ウレアーゼという酵素を持っており、この酵素がピロリ菌の周辺をアルカ

り性の環境にすることで、胃酸を中和して身を守り、胃の粘膜に生息し続けます。

ピロリ菌に感染すると胃炎が起こり、除菌しない限り慢性的な炎症が続き、胃がんを発症する危険性が高まると言われております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 西オーストラリア大学のロビン・ウォーレン名誉教授とバリー・マーシャル教授が1979年に発見して、3年後に培養が成功し、そして自らピロリ菌を服用して胃炎の原因であるということを証明したということが有名な話で、2005年には2人ともノーベル賞を取っているというぐらい貴重な発見だったということは聞いているのですけれども、胃がんだけではなく十二指腸潰瘍その他たくさん問題があるんだなというふうに思うのですけれども、胃がんのピロリ菌の感染について今度聞きたいのですけれども、小項目⑦ですけれども、この胃がんを引き起こす大半の原因ではないかというふうに言われているピロリ菌の感染というのは、主な原因というのはどういうものが考えられますでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） ピロリ菌感染の主な原因についてでございますが、日本ヘリコバクター学会によりますと、ピロリ菌は口から体内へ経口感染すると推定されております。

感染経路は、環境因子や家庭内感染など様々な要因が考えられております。以前は飲み水などに混入したピロリ菌による感染が疑われておりましたが、衛生環境がよくなった現在では、ピロリ菌感染者の親から子へ唾液を介した感染が考えられております。ピロリ菌は、胃の粘膜の未熟である幼少時に感染すると言われております。感染率は生まれた年代によっても異なっておりまして、子どもの頃に衛生環境が悪かった高齢者の感染率が高いのに対して、若い世代における感染率は著明に低下をしております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうですね。経口感染が主な感染原因だろうというふうに言われているというのは、いろいろな資料を調べても分かってきたというところだと思います。

井戸水だったり、衛生環境の不備という形も言われてはいましたが、実はアジア型のピロリ菌自体がもう随分前からアジア系に広がっていたということも分かってきているようで、その中で、親が使った箸やスプーン、そういったものを子どもに与えてしまうということで、5歳未満でそうなったときに感染しているということがかなり多いのではないかとこのように今言われているようですけれども、その辺に関してはどのように認識されていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 先ほども述べましたが、やはり幼少時期の免疫抵抗力が弱かったり、胃の粘膜の弱い幼少時期に定着し、そうするとそのまま生息し続けるとい

うふうに私どもも認識しております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） となると、5歳未満のときにほぼピロリ菌を有菌、保菌してしまうって、その後ずっと消えることは、自然に消えることはほとんどないということでしょうから、そんな中でピロリ菌が及ぼす影響という形もいろいろあるのですけれども、その中で先ほど言ったように、胃がんや十二指腸潰瘍、最近の知見では大腸がんにも影響があるんじゃないかなというふうに言われているそのピロリ菌ですが、そのピロリ菌が除菌できるようになって30年ちょっとだと思うのですけれども、ピロリ菌、小項目⑧になります、ピロリ菌の除菌の効果はどのように考えてらっしゃいますか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） ピロリ菌の除菌の効果についてでございますが、ピロリ菌を除菌することで胃炎や胃潰瘍などの予防ができ、胃がんの発症リスクを低減できることが期待をされております。

ピロリ菌の除菌治療は、医師の判断の下、適用されますが、適用された場合は、胃酸抑制薬と2種類の抗生物質を7日間服用いたします。服用後は約1か月の期間空けてピロリ菌の再検査を、除菌の再検査をいたしまして、除菌が成功しているかを確認することが必要であり、それを除菌されていなければ、再度除菌を試みることとなります。除菌確認の検査を早期に行ってしまうと偽陰性になる可能性もありますので、適切な判断の時期に検査を行うことが重要です。1回目の除菌治療で約8割以上が除菌に成功すると言われておりますが、再感染する方が約一、二%おまして、除菌に成功しても胃がん発生のリスクが完全なくなるわけではないため、定期的な健診を受けることも推奨されております。

なお、除菌治療は保険適用となりますが、条件といたしまして、ピロリ菌陽性であり、内視鏡検査にて慢性胃炎等の診断された場合となっております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 除菌をした後、1%から2%の再感染があり得るという形のお話を今されたと思うのですけれども、私もいろいろ調べてみたところ、やっぱり偽陰性の可能性も否認ないという医療的な見地を持ったドクター連中もいろいろな論文発表されているのを見たのですけれども、やっぱり1回、2回、3回と除菌して、ある単位の中の10ミリ以下になったら一応陰性という形で判断をするといったときに、ほんのちょっと減っていたときにその検査をしてしまうと、もう陰性になりましたって判断になっているのがこの一、二%じゃないかなんていう人もいますので、1年後、2年後に今は検査をするようなことが推奨されているという形になっていますよね。

そういった中で、ピロリ菌の除菌をした効果なのですけれども、胃がんの発生率が限りなくゼロに近づけることができるという知見がかなりのところに出ていると思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 様々な文献等がありますので、除菌をすることによって胃がんの発生率というのは低減できるってことは期待されていると思っております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） それでは次にいきたいと思えます。

小項目⑨、胃がんの発生率についてなんですけれども、ピロリ菌の陽性者と陰性者で統計的なデータをいろいろなところで出ていると思うのですけれども、数値は私もいろいろなところ見ているのですが、どのように考えてらっしゃいますか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 胃がんの発生率とピロリ菌、陽性と陰性に関してでございますが、これも様々な文献があるかと思えますが、国立がん研究センターで公表されております多目的コホート研究の結果で、ピロリ菌陽性者は、陰性者に比べて胃がんを発生するリスクが5倍以上あることが示されております。

しかし、同研究の症例対象研究においては、胃がん症例グループの99%がピロリ菌に感染したものに対して、胃がんにならなかったグループの感染率も高くなっているという症例もございます。ピロリ菌に感染した方が全て胃がんになるわけではないという結果もございます。

ピロリ菌の感染のリスク要因でございますが、個人の体質や食事をはじめとした環境要因が重なって発症に結びつくものとも考えられております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） いろいろな知見があると思うのですけれども、私も調べた中では、広島大学の検証なんかでは1996年から2010年の間の胃がん患者3,161人中、ピロリ菌陰性の胃がん者は21例で0.66%しかいなかったという状況があったり、呉共済病院での10年間による調査の中ではピロリ菌陽性の人で治療しなかった人1,246人中36人、2.9%が10年間の間にがんになった、そしてピロリ菌陰性だった280人はゼロ人だったという形で、かなりの確率でやっぱりピロリ菌というものの自体が胃がんの発生というものに大きな影響を及ぼしているというような印象はありますが、その辺のデータというのは多分御存じだと思うのですけれども、かなり大きいウエートを占めていると思うのですがいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 様々な知見があって、そのデータはいろいろな見方があるかと思えますが、ただそれだけではなくて、やはり通常の食習慣であるとか、環境因子も大事にしていかなければならないと思っております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 分かりました。

それでは、小項目⑩に行きたいと思うのですけれども、今、死亡の3位である胃がんの

罹患者・死亡者数の全国的な推移について教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 胃がんの罹患者・死亡者数の推移についてお答えいたします。

こちらも国立がん研究センターで公表されております2019年の数値でお答えをさせていただきます。全国の胃がんの罹患者数は約12万人で、2016年までは増加傾向にございましたが、近年は減少している状況でございます。また、胃がんの死亡者数は約4万人で、減少傾向となっております。

茨城県がん登録事業報告で公表されております笠間市の胃がんの罹患者数は84例、胃がん死亡者数は45人で、近年は横ばい状態となっております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 資料の掲示をお願いします。

再度、資料の確認をさせていただきます。やっぱりこれも国立がん研究センターの資料なんですけれども、罹患者数は2016年がピークで増えていて、それから今微弱に下がっているというふうになっていると思います。死亡者数は青い線なんですけれども、横ばいというよりは本当に微弱で、少しずつ減っているという状況になっているというのが分かるのですけれども、これ実は高齢者の高齢化が進んでいる結果でありまして、年齢調整を入れた場合にどうなるかということを見ると、罹患者数そして死亡者数ともかなりの減少に転じているという形で、死亡者数そして罹患者数が減ってきているということがはっきり分かります。

この中で、小項目⑩、⑪になるんですけれども、⑪ですね、ごめんなさい。こういった形で年齢調整はしてあるにしても、胃がんの罹患率や死亡率がここまで下がっている理由というのはどういうことが考えられますでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 胃がんによる罹患者数・死亡者数が減少している原因についてでございますが、日本医師会では、胃がんの主なリスク要因は喫煙、多量の塩分摂取、多量の飲酒、ヘリコバクター・ピロリ菌の感染と指摘をされており、がん検診の受診勧奨及び禁煙、減塩などの健康教育による生活習慣の改善や、上水道整備等の生活環境の変化によりリスクが軽減されていると推測をされております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） というと、やはりピロリ菌が発見されたことも大きく寄与しているのかなと思うのですが、ピロリ菌の除菌だけではなく、衛生環境がよくなったり、治療医学の進歩によって検診だったり早期の胃がんとかを完全に切り切ることができたりということで、そういったものが複雑な理由はあるけれども、胃がんに関してはかなり効果が上がって、撲滅ではないんですけれども、減少に転じているというふうに考えていたのです

けれども、そんな中で胃がんはこうやって見ていくと、以前は1位の死因だったはずなんですよね。それが、ここ何十年間で3位まで下がってきているということは、確実に効果があることが、たくさんの方面から理由ができています。

そんな中で、今、ピロリ菌が及ぼしている影響というのはとてつもなく大きいんじゃないかということが特にアジア型では言われていまして、その中で、小項目⑫なんですけれども、ピロリ菌検査自体を学校で、中学生とか2年生に実施している自治体が今、全国的に増えている状況であるということなんですけれども、それについてどの程度御存じなのか教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

全国的に中学生を対象としたピロリ菌検査を実施している自治体が増えていることは、認識をしております。特に茨城県内では二つの自治体で実施しており、水戸市では中学3年生を対象に、城里町では中学1年生を対象にピロリ菌検査を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 私も調べたところ、佐賀県では県として全ての中学校2年生にピロリ菌検査をやったり、それ以外、函館、帯広、室蘭、横須賀、高槻、四日市、探せばネットで検索するだけで数十の自治体がピロリ菌の検査をここ数年、急に始めているという状況があると思うのですけれども、この状況の中でなぜやっているのかなということがすごく気になるわけなんですけれども、この中で、小項目⑬なんですけれども、なぜ中学生、1年生、2年生、3年生、場所によって違いますけれども、中学生を対象にピロリ菌検査をすることが有効であるのかということをお教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） なぜ、中学2年生へのピロリ菌検査が有効なのかというような御質問でございますが、日本ヘリコバクター学会が2022年7月に作成した、中学生ピロリ菌検査と除菌治療 自治体マニュアルによりますと、ピロリ菌の感染は主に幼児期に傾向で発生するとされています。ただし、12歳未満の場合、除菌しても再感染する可能性があることから、大人と同じ検査法や治療法が可能な中学生の段階で検査を行うことが有効とされているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 先行されている横須賀市なんかの事由を見ると、中学2年生になぜやるのかという理由で、四つの理由、たしか書かれておりました。

一つは、若年者に除菌を行うために、除菌後の胃がんの発生が限りなくゼロに近づくこ

とが見込まれる。二つ、出産年齢前の除菌なので、経口感染など、子ども・次世代への感染の伝播が防げる。三つ、中学生までは義務教育なので、網羅的にピロリ菌検査が可能である。そして四つ目が、陽性が中学生にいれば、家庭内に必ずその元、移した陽性者がいる可能性が高く、兄弟その他、1人の検査をすることによって、家族中がもしかしたら感染しているかどうかということのチェックができるということで、やはり中学生のピロリ菌への検査というのはとてつもなく有効なのかなというふうに思います。

ただ、ただでできるものではありませんので、どのくらいの費用がかかるのかなんてことも私自身調べようと思ったのですけれども、やはりあまり細かい数字は出てなかったので、今回質問させていただきますが、小項目⑭、ピロリ菌の検査は幾らかかりますか。安いもので、主に二つは多分尿検査と血液検査だと思うのですけれども、教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） ピロリ菌検査の費用についての御質問でございますが、検査方法や検査を行う機関により費用は異なります。学校の健康診断を行っている茨城県検診協会では、ピロリ菌抗体検査、いわゆる尿検査の場合、1人当たり1,320円、血液検査の場合は、1人当たり1,430円となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうしますと、来年中学校2年生になる610人の生徒たちにやると、総額幾らになるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをします。

中学2年生610人でピロリ菌検査を実施した場合の費用でございますが、尿検査1人当たり1,320円、血液検査1人当たり1,430円として計算しますと、尿検査で80万5,200円、血液検査で87万2,300円となります。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 80万円、予算として大きい、小さいは難しい判断だと思いますけれども、80万円で検査をすることで、笠間市内の中学生のときにチェックをすれば、5歳に、先ほど保健福祉部長下条部長のほうから話があったとおり、菌を持ってしまうと慢性胃炎になりやすいというかなってしまうという状況になれば、受験のシーズンや、高校生大学生の間も気がつかずに、なぜか胃が痛いとか調子が悪いなという状況でいる子たちがいなくなる可能性があるわけで、この金額であればやれるのかなんていうことを勝手に思ったりはしていますが、そんな中で、このピロリ菌なんかの話、先ほどの田村幸子議員の質問とも少し重複する部分はあると思うのですけれども、自分の健康を守り健康寿命を延ばしていく、そのために、学校としてはがんや予防医学について、こういった知見とい

うものは教えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをいたします。

学校において実施をしております。具体的には、生活習慣病の一部としてがん教育を、保健の授業や特別活動の時間に取り入れているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。中学校の保健教育参考資料改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引きにも記載されていますが、今日、疾病構造が変化しており、がんや心疾患並びに精神疾患といった現代的な健康課題の解決が必要であると。その疾病予防の考え方として、1次予防、2次予防、3次予防などの内容を充実させていくことが求められると。少子高齢化について、若い世代の出産、子育てや高齢化に伴う健康寿命の延伸などが課題であるというふうにも書かれています。

ピロリ菌を除去することによる効果は小項目⑧により明らかで、胃がんの発生率が限りなくゼロに近づき、胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍、萎縮性胃炎などの発生が抑制でき、小項目⑬の答えのとおり、中学生に除菌もしくはピロリ菌の検査をして、自分が保菌者だったことを分かれば、そのあと四つの効果があると言ったとおり、若いうちに除菌をしておけば胃がんにほとんどならなくなっていく。しかも、次世代へそれをつなぐことができなくなるってことは大きい問題だと思いますので、この効果をぜひやってもらいたいと思うのですけれども。これをやることで、笠間市民が胃がんになる人がほとんどいなくなるのであれば、年間80万円の予算というのはそんなに高いものではないんじゃないかな、将来の負担率を考えればと思うんですが、その中で、小項目⑯で、本市でも中学校2年生、1年生、3年生でもいいですけれども、ピロリ菌の検査を実施すべきだと私は思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをいたします。

中学2年生へのピロリ菌検査を実施することは、早期発見と早期治療につながり、ピロリ菌による胃の病気のリスクを減らすとともに、次世代への感染予防にも有効であると考えております。

しかしながら、一方で課題もございます。医療機関との聞き取りでは、検査後のフォローアップ体制も整える必要があるとの意見をいただいておりますので、今後これらの課題を踏まえた上で、関係機関と協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） いろいろなほかの中学校の知見を見ると、受診率もやはり、反対

の人もいるので当然受けないという人もいますし、自分が陽性と判断をされたとしても除菌をしないという、当然ほかの菌も死ぬわけですから、そういう判断をする人もいます。

でも、中学生の時期に自分は保菌をしているんだということを知っていれば、自分が、胃が痛いこと、つらいこと、そういったことが治せる可能性があるわけですね。ですから、医療機関のほうともこれから先連携を図っていただきながら、ほかのところだと4%から8%ぐらい中学校2年生でデータが出ていて、そのうち本検査まで行って、1.4%から5.8%の有菌率というのがいろいろなところのデータで出ています。ぜひ、受験を迎えたり、これから先少子高齢化で人口減少社会の中で、1人でも多くの方が健康寿命を長く、そして元気に暮らしていけるように検討をお願いして、大項目1を終わりたいと思います。

大項目2、本市のコミュニティスクールの現状と展望についてお聞きをしたいと思います。

本市の、小項目①ですね、笠間市のコミュニティスクール（学校運営協議会制度）の取組の経緯と現状について教えてください。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。本市のコミュニティスクールの取組の経緯と現状についてお答えをしたいと思います。

まず、コミュニティスクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、学校運営協議会を設置している学校のことでございます。委員としては、学校の職員、それから保護者、そして地域住民等が委員となりまして、学校長が計画をするグランドデザイン、それについて承認を得る場、参画をする場ということでございます。

本市においては、平成19年度から岩間地区の小中学校4校をはじめ、モデルにつくられております。恐らく国が方針を示したのが平成29年なので、本市については県内でもいち早く取り組んだ自治体になっていると思います。令和2年度からは、岩間地区の中学校区の4校に加えて稲田小、稲田中、みなみ学園を加えまして7校体制になり、令和3年度からにつきましては市内16校全てに協議会を設置し、コミュニティスクール設置率は100%となっております。

なお、令和5年度の全国の設置率は52.3%、県においては設置率は39.7%となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 令和3年度に16校全てで学校運営協議会が設立されたということで、確認をさせていただきました。

昨年度の第1回の議会で私も質問させていただいた、地域学校協働活動について今度はお聞きしたいと思うのですけれども、小項目②なんですが、地域学校協働活動、そのとき

には笠間市はまだその活動はしていないということだったんですけれども、現状としてはどういう形になっているのか教えてください。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 本市の地域学校協働活動についてお答えをしたいと思います。

まず、地域学校協働活動とは、学校を地域の核としまして、学校の教育活動など、子どもたちの活動をより楽しく効果的に行うために、地域全体で協力して行う様々な活動のことを言います。

本市におきましては、令和4年度より学校運営協議会の委員が中心となりまして、全ての学校で活動が展開されております。例えば、日本古来の伝統行事であるこいのぼり、七夕飾り、それからひな人形などの展示、それなどを学校内に飾る活動をはじめ、市内全校において登下校時の交通安全見守り活動、それから家庭科のミシンの授業をサポートするための学校支援ボランティアの活動などを行っております。それに加えまして、令和5年度、本年度からは、それらの活動に支えられるようなボランティア、その育成のための講演会、そういうものも行っておりまして、また企業、スポーツ少年団による出前授業などが行われております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 学校運営協議会制度の後、地域への活動が広がっているということが、よく確認できました。

そして、文部科学省のほうなんかでも出ているのは、小項目③に近いのですけれども、地域学校協働本部の設置ということも、いろいろな市町村、いろいろな学校で今取組が始まっているということだと思うのですけれども、これに関して、笠間市も去年の段階ではまだ考えていないということだったと思うのですが、これだけの活動を地域にまず根差してきた中で、いろいろな地域とともにある学校づくりが醸成してきた中、3月5日、私ちょっとのぞいたのですが、岩間第三小学校ですかね、地域学校協働本部を日本で初めてメタバース空間上で学校協働本部をやったということで、新聞取材も来たというのを聞いたのですが、それについて教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） それについてお答えをしたいと思いますのですが、まず今まで、先ほど答弁したとおり、地域学校協働本部が本市では立ち上がっていませんでしたので、子どもたちの活動の支援というのは、学校運営協議会の委員が全て今まで賄っていました。こいのぼりについても、それからひな壇お飾りにしても、七夕飾りにしても、全て学校運営協議会の委員が負担をかけてやっていただいたということなんですけど、本来は学校運営協議会の委員というのは学校の子どものよりよい活動をするための承認をする場なので、そうではなくて、もっと地域の別な機関として地域学校協働本部を置くべきだろうという

のを教育委員会内でも議論を重ねまして、そういうものを立ち上げるという動きの中で、今回、岩間第三小学校のほうが地域の方を中心として地域学校協働本部を立ち上げるという形になりましたけれども、全て忙しい方たちなので、もう忙しくて対面で集まるんじゃないくて、いわゆる仮想空間の中で、インターネット上の仮想空間の中、メタバースを使ってやろうということで、私も、茨城県では初だし全国的にもこの取組はないと思うので、それが立ち上がって3月5日の日に報告会が行われ、すばらしい内容のものが行われております。恐らくこれが笠間モデルとして、全県にも、それから全国にも広がっていく状況になっていくのだと思っています。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） メタバース、私も使ってはいますけれども、メタバースのメリット、デメリット、いろいろなところあると思いますけれども、今回メタバースで初めてやられたということは、やっぱり笠間としても誇らしいところもあるのかなと思うのですが、それだけではなく、やっぱり顔と顔を合わせてやる、それも各場所場所によってまた変わってくるのかなんていうふうに思います。そういった中で、岩間三小の取組は分かりました。

次に、小項目③に行きたいんですけども、地域学校協働本部の取組状況について、ほかの学校もあると思うので、その辺について教えてください。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 取組状況についてお答えをしたいと思います。

本市におきましては、令和5年度に地域が主体となって特色ある取組を行った学校のうち、体制が整いました岩間第一小学校、それから岩間第三小学校、みなみ学園義務教育学校、友部小学校、友部中学校の5校に本部を設置したところでございます。

具体的な例を挙げますと、岩間第三小学校では、先ほど申し上げましたとおり、地元の有志の人たちによってホームページが立ち上げられ、学校内外に情報を発信しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 今、じゃあ5校で立ち上がっていることですかね。今現時点では5校だと思うのですが、これも場所によって取組が違って、全てで立ち上げるところもあれば、行政区とかごとに一つずつ立ち上げるようなところがあると思うのですが、笠間市としては、小項目④、将来的に地域学校協働本部をどのような形で幾つぐらい立ち上げるというふうにお考えなのか、教えてください。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん、市内全校16校全てに立ち上げるつもりでございます。以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 16校全て、そのほうが多分、1校1校の特色が違うと思いますので、そうやって立ち上げて、それプラス地域学校協働本部のやっぱり連絡協議会なりという形で全体を底上げしていただいて、地域が本当にすばらしい地域にしていっていただきたいと思うのですが、そのためにはやっぱりコーディネーターとか人材の育成、その他が重要になってくると思うのですが、小項目⑤、地域と学校のコーディネーターの人材育成はどのように今実施されていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 今度、地域学校協働本部が五つ立ち上がったということで、まだコーディネーターのほうこれから委嘱するような状況になってきます。来年度につきましては5名委嘱するつもりでありますので、今後この委嘱された5名を中心に研修、学校とは何かとか、地域をつなぐってどういうことなのかという基本的な研修を通しまして、子どもたちの支援から、今度は協働という形の活動を取り上げていきたいと思っています。以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 支援から協働へという形で、やはり地域とともにある学校づくり推進していくためにはそれが必要だなというふうに思いますが、他方、学校運営協議会には、小項目⑥ですね、学校運営協議会委員の人たちも地域学校協働本部とも当然関わっていくことになると思うので、その人たちは今までは学校運営協議会としての役割しかなかったと思うのですが、今度新しく協働本部ができたときに、すみ分けというか、そういった部分に関しては、いろいろな形で人材育成というか、認識をちゃんと知ってもらうことが大事だと思うのですが、その辺はどのようになっていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

地域学校協働本部は、学校と教育委員会、また地域をつなぐ役割を持っていますので、学校にはPTA活動もあるし、それから学校運営協議会もあるということで、そこを地域学校協働本部のコーディネーターがうまく地域とつないで支援から協働へというシステムをつくりたいので、研修等も含めながら一緒に活動していくような形になると思います。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） まだ今年度できたばかりということなんですけれども、やっぱり初めが肝腎だなと思うのですが、すみません、小項目⑦なんですけれども、横浜市などは協働通信というような形で、やはり私たちも地域学校協働本部とか学校運営協議会というものは聞きなれないものですから、こういったものを外部に発信していきながら地域の人たちにも理解をしていただくという部分では、こういうような協働通信のような発信できるようなものというのは考えられていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現在、学校のホームページ等で、学校運営協議会が行われましたとか、地域の人を呼んでゲストティーチャーとしてこういう活動が行われましたというのは、ホームページ、それから学校の校長が作る学校だより等でお知らせをしている状況なんですけれども、今度は地域学校協働本部独自の広報であったり、それから運営協議会の広報であったりってそういうものも考えながら、併せて進めていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 小項目⑧、先ほど小項目⑦でほぼ出てしまったかと思うのですが、今後の取組について、目標とかありましたら教えてください。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 地域学校協働本部と併せてコミュニティスクールの設置というのは、私も社会教育行政18年やってきて、悲願の一つです。それについては積極的に進めていきたいと思っていますが、近年、全国学力学習調査を見ると、実は地域の人たちが学校に関わっているところというのは学力が高いというのが結果がもう既に出ているので、そういうものをやはり笠間市の中にも全校に取り入れて、社会全体で、学校の先生たちだけで教育を完結するんじゃなくて、地域の人たちと一緒に学校を面倒見ていく、子どもたちをつくっていく、未来の子どもたちをつくっていくんだって、そういうシステムづくりに全ての学校で取り組んでいきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうですね。やっぱり私も議員になるずっと前ですけども、大空小学校、有名な大阪の大空小学校に行ったら、毎日20人ぐらいの地域の人たちが学校に来て掃除を手伝ったり、またどうのこの脇について見守りをしてくれたりなんていうことをやっていて、みんなそれで一緒に学んでいて、成績はどうなんですかって聞いたら、秋田県並みですというのを聞いてびっくりしたことがあります。

やはり地域とともにある学校になっていけば、登下校の際とかの見守りとか声かけも、子どもたちも頑張るでしょうし、地域の大人たちも自分たちの地域の子もだという意識をもっと持てるのかなというふうに思いますが、私ちょっと聞いたのですけれども、コミュニティスクール構想の推進とか、地域学校協働本部の運営は地域住民福祉の向上にもつながりますし、魅力ある住みやすいまちづくりにつながるというふうに感じているのですけれども、地域学校協働本部ってつくってもつくらなくてもいいと文科省のほうが言っていて、予算手当てがあまり行われていないというふうに聞いています。

お金を出さずにという形だと、各市町村が出していく、学校が出していくという形になっていくんでしょうけれども、そういった中で16校全てとか、笠間、ほかのところもそうだと思うのですけれども、その予算化をしていくのは大変だろうなって思う中で、一つだけ提案をちょっとさせていただきたいと思うのですが、自分たちの地域や自分たちの学

校、ふるさとを守るために、地域学校協働本部を目的としたふるさと納税の創設の検討なんていうのはいかがかなと思うのですね。地元笠間を離れ、自分が生まれ育った小学校、中学校、地域、そういったところに離れた人々や笠間に縁がある人たちに呼びかけて、地元を離れても笠間が好きな人も自分が卒業した学校や地域にふるさと納税で貢献することができて、応援することができる。返礼品は子どもの作品なんかもいいのかもしれないですし、学校の記念品や地元の農産物など、アイデアはたくさん出ると思います。ふるさとを離れても必ず直接応援できる、このふるさと納税という制度に合致しているんじゃないかなと思いますので、ぜひこの地域学校協働本部がもっともっと推進されていって、笠間の学校に行ってもよかった、笠間に住んでいてよかったと思えるような学校づくりを本当にお願いしたいので、提案として、もしよかったら検討してください。

私も、これからもこの地域とともにある学校づくりの積極的推進をお願いして、私の質問を終わりにしたいと思います。終わります。

○議長（大関久義君） 4番鈴木宏治君の質問を終わります。

ここで午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後2時05分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番河原井信之君の発言を許可いたします。

河原井信之君。

〔3番 河原井信之君登壇〕

○3番（河原井信之君） 3番、政研会の河原井信之です。議長の許可を得て、一問一答方式で一般質問をいたします。

早速ですが、大項目1、地域経済の現状と課題について質問をしてみたいです。

本市は、笠間市第2次総合計画における産業の将来ビジョンにおいて、工業団地などへの優良企業の誘致や本市の中核を担う中小企業への育成、支援に取り組むなどと計画されております。優良企業の誘致や中核を担う中小企業への支援はとても重要なことではあります。物価高騰や最低賃金の大幅な引上げやインボイス制度などによる経営環境の変化により苦戦を強いられている中小企業や個人事業主への支援も必要だと考えております。

地域経済を活発にするには、地域資源の活用、中小企業の支援、地域観光の推進、インフラ整備など様々な要因を考慮し、包括的なアプローチが必要ですが、本市における現状や課題を伺います。

小項目1、本市における地域経済の現状について伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、地域経済の現状ということで、笠間市の現状につ

きましてお答えを申し上げます。失礼しました、3番河原井議員の御質問にお答えをいたします。

笠間市の現状でございますが、本市におきましては、いわゆる総論的な市町村民経済計算というものが、まだ2021年度版が算出されておられません。ですので、2020年度の数値となっております。こちらの2020年度はコロナ禍の状況を強く受けた年度となることありまして国・県もマイナス成長となった、この2020年度は4.4%のマイナスとなっておりますが、前年度である2019年度は実質で3.2%の増加率となるなど、比較的堅調に推移していると判断をしているところでございます。

本市は、数値といたしましては、市内に工業団地等に堅調に立地が進む企業等を中心とした製造業が最も規模が大きく、付加価値額と増減ございますが、付加価値額は増加で推移をしており、また製造業に加えまして、医療福祉、余暇、スポーツなどでの来訪者が多い本市の観光産業にも関連する小売卸売業等が雇用まで含めた付加価値が高いこと、これが本市の特徴ともなりますが、その中では医療福祉における従業員数の伸びなどが見られております。また、農業などにおきましては、平成28年と令和3年を比較すると、事業所数が19事業所から32事業所の1.6倍になるなど、経営体としての強化が見られるところでございます。

一方で、景況感といたしましては、これは企業や事業所ごとに相違はしてきますが、共通する事項として、電気料などのエネルギーに起因する料金の高騰、またこれは規模を問いませんが、人材不足、人材の確保、こういったところが大きな課題となっていることが現状と捉えております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 現状がよくなっているところも多く見られるようですね。人口減少、少子化の影響もあると思うので、産業自体は縮小しているところもあるとは思いますが。

また、笠間市では、栽培面積が日本一である栗の需要拡大や道の駅の開業、茨城DCキャンペーンによる観光客の増加などの取組が、地域経済に好影響をもたらしています。

そこで、小項目2、地域経済の活性化を促進するための今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 河原井議員の質問にお答えします。

笠間市では、これまでJRと連携した茨城デスティネーションキャンペーンによる誘客の促進や、新たにスポーツコミッションと連携したアーバンスポーツ大会の誘致などによる地域経済の活性化を図る事業を進めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対応重点支援事業等を活用しながら、市の多くの部門で生活者や事業者支援に関する事業を行ってまいりました。その

中で代表的なものとしたしまして、物価高騰の影響を受ける市民の生活支援と消費喚起を通じた市内事業者の支援を目的に、商工会と連携して、プレミアム商品券や、住宅や店舗のリフォームの需要の喚起や、市内小規模施工事業者の受注機会の促進を図るため、住宅・店舗リフォーム促進補助事業などを実施してまいりました。

さらに、令和6年度は、重要事務事業で掲げております地域の稼ぐ力強化プロジェクトといたしまして、笠間ブランドの強化に向け、農業を含めた地場産業や観光産業の活性化、企業及び宿泊施設の誘致促進や、笠間の陶炎祭、笠間浪漫、かさま新栗祭り等の開催支援などにより、地域経済の基盤と稼ぐ力の強化を図ってまいります。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） リフォームの補助金も大変好評で、並んでいるうちにも途中で打切りというようなことも聞きました。大変好評だったので、今後もそういったことが必要かというふうに思います。

物価高騰対策として、事業総額4億8,000万円のプレミアム商品券事業、経済効果とても大きいと感じております。今回は電子チケットをなくし、全て紙の商品券にしたので、高齢者にも使いやすいと好評です。大型店や小規模店舗、個人事業主のかなり多くの市内事業者がプレミアム商品券事業に参加しましたが、加盟店は何軒になりましたでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 令和6年2月26日現在の商品券の加盟店数は、小型店、店舗面積が500平米未満の専用券の使用店舗ですね、こちらが442店舗、大型店、店舗面積500平米以上、共通券使用店舗、これにつきましては40店舗、合計の482店舗となっております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 小規模事業者や個人事業主の加盟店が、かなり多いですね。物価高騰で苦しんでいるのは主に小規模事業者や個人事業主ですので、これにより地域経済が刺激され、事業者が安定した収益を得ることが期待できます。また、商品券を購入した人々が通常利用しない事業者にも足を運ぶことで、新たな顧客が開拓されることも期待できます。

このプレミアム商品券事業は、12月14日に議会で議決され、2月1日に開始しました。加盟店の募集や各世帯への申込みの通知発送などの取りまとめや、チケットやポスターなど制作物の発注など、これだけの作業を僅か45日、正月休みを挟んでいるので、実質40日程度で取りまとめ、実行できたことは、緊急性を要する物価高騰対策において迅速な措置を講ずることができたと思います。商工会の職員は総出で、土日にも出勤し、夜遅くまで残業したと聞いております。商工会の皆様には敬意を表したいと思います。

また、地域の稼ぐ力強化プロジェクトは、笠間市において優位性のある分野をさらに伸ばしていこうとするものであり、今後の取組とその成果に期待をしております。

次の質問に移ります。

小項目3、工業団地への企業誘致、操業開始がもたらした影響について伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 企業誘致につきましては、企業立地促進事業補助金を制定してから10年が経過した中で、そのうち補助対象とした企業に限ると9社が進出しているなど、堅調に進んでいるところでございます。

その影響等につきましては、直接的には固定資産税を主としました笠間市の税収に対する増の要因、また工業団地に既に立地している企業を含む主な11社の聞き取りを行った中では、約1,800人の従業員のうち、正規雇用者だけでも900名強の方が市内に居住していることなど、こういったことから地域の持続という観点でも好影響があるんだと捉えているところでございます。

また、影響の一つとも言えることといたしまして、立地企業の関係者などが市に来訪した際に、その際の宿泊等が市外に流出しているというような現状を踏まえた、それらの市内への引込みが課題になっていると同時に、工業団地を中心とした企業立地が進むことで、今申し上げた、宿泊施設であったり、店舗等の誘致機会の創出につながっていることなどが挙げられると考えております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 様々な好影響をもたらしています。量販店や大手の飲食店が新規オープンし、宿泊施設が今後開業する予定でもあります。新築住宅が増え、近隣のエリアでは人口も増え、新規事業の開始により大量の求人が必要とされた影響で、笠間市全域でのパート労働者の時給が引き上がりました。

よいことばかりのようにも思われますが、旭町地区では渋滞も起こるようになりました。また、人手不足が起こるようにもなり、中小企業、小規模企業、個人事業主にとっては深刻な状況で、時給を上げて求人をして人も集まらない状況です。

そこで、小項目4、本市における事業者の規模、中小企業・小規模企業・個人事業主の割合についてお伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本市における事業主の規模、中小企業・零細企業・個人事業主の割合についてという御質問でございますが、市内の事業所について既存の統計資料は、市町村別の企業数が公表されておりませんでした。中小企業庁が公表している令和3年6月1日を基準とした資料では、茨城県全体の企業数の0.1%が大企業となっており、残りの99.9%が中小企業で、そのうち86.7%が小規模事業所となっております。

また、参考までに、市内の民間事業者の規模別の数値は、令和3年経済センサス活動調査によりますと、従業員が1から4名の事業所数は1,982事業所で全体の63.3%、事業者数が5から9人が519事業所で16.6%、事業者数10人から19人までが343事業所で10.9%、

事業者数20人から29人が118事業所で3.8%、事業者数30人以上が160事業所で5.1%、その他出向や派遣従業者のみの事業所が10事業所で0.3%となっております。合計で3,132事業所あり、そのうち個人事業主は1,500事業所、法人は1,626事業所、法人でない団体が6団体となっております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 笠間市の事業所のほとんどがそういうことであれば、小規模企業・個人事業主ということになります。昨年10月1日から導入されたインボイス制度と最低賃金の大幅な引上げが、同時に開始されました。小規模企業や個人事業主はその影響を受けており、負担が増えています。

そこで、小項目5、インボイス制度とはどのような制度かお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） インボイス制度についてという御質問でございますが、まず、インボイスとは、販売先に対して消費税率と税額を正確に伝えるため、従来の区分記載請求書に必要な事項を追記した適格請求書のことを言います。このインボイスは、所轄の税務署に適格請求書発行事業者の登録を済ませた課税事業者のみが発行できます。

インボイス制度につきましては、国税庁により令和5年10月1日から新たに導入されたもので、この制度の導入による売手である登録事業者は、買手の課税事業者から求められたときにはインボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません。また、買手側には仕入れ税額控除の適用を受けるために、売手の登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

この制度導入による一般的なメリットは、税務処理の正確性や電子インボイス化等による業務作業の効率化など、また反対にデメリットといたしましては、経理業務の負担の増加や事業者によっては納税額が増えるなどが考えられているところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） それでは、インボイス制度の対象となる本市における免税事業者はどのくらいいるのか伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 免税事業者、消費税の非課税事業者だと思うんですが、こちらにつきましては、消費税、国税を所管している水戸税務署に問合せをしたところ、市町村ごとの数は把握していないということでしたので、市のほうでは正確な数字を知り得ることができないという状況でございます。

昨年、令和4年分の所得税と令和5年分の市民税県民税の申告者数を基に推計いたしますと、営業収益、これは農業、不動産業は含まないもので、申告者で消費税非課税事業者の基準である収入1,000万円以下の方は、約2,500名でした。

なお、この数字は個人の申告分のみの数値で、法人の数値は含まれておりませんし、申

告者数から市が算出したものでございますので、あくまで目安の数として捉えていただきたいと思いますと考えております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 正確なこの数値は分からないということですが、大まかに2,500名、それ以上はいると思うのですが、多くの業種に免税事業者がいると思われませんが、先日、困ったという話をお聞きしました。建物を借りて事業をしている人なのですが、大家が課税事業者になることも消費税分の値引きの交渉にも応じてもらえないということで、本来、大家が払うべき消費税分を、インボイスが発行されないために、借主が消費税分を支払わなくてはならないということで、大家の立場のほうが強くて要求できないため、泣き寝入りなんだよというような、ちょっと困ったというお話も伺っています。こういった事例は、ほかでも起きていることだというふうに思います。

また、知り合いの焼き物、笠間焼の作家とインボイス制度について話をした際に、あまり理解されていなかったのが、ちょっと心配になりました。笠間焼の作家は200人以上いるとも言われており、その作家のほとんどが免税事業者だからです。ある販売店では、作家が課税事業者にならなければもう取引しませんよという方針を決めたところもあれば、ある販売店では、経過措置の期間中に作家とお互いに話し合っ決めていこうよと、作家のおかげで私たちもうかってきたから柔軟にやってこようというところもあります。

笠間焼は地場産業であり、観光資源であり、笠間市の芸術性を高める大きな要因の一つにもなっています。笠間焼の現在と未来を支えているのは、一人一人の作家です。250年続いた笠間焼が300年、500年と続いていく産業であり続けるため、インボイス制度にもしっかりと作家が対応できるように周知し、不利益を被らないように行政としてのサポートもお願いいたします。

次の質問に移ります。小項目6、2024年4月から時間外労働の上限規制、いわゆる2024年問題について御説明をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 4月から施行される時間外労働の上限規制、いわゆる2024年問題についての御質問でございますが、これは平成31年4月から働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。中小企業につきましては猶予期間が1年間あり、令和2年4月から適用されておりますが、運送業、建設業、医師の3業種につきましては、長時間労働の背景に業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が5年間猶予されていたところでございます。

しかしながら、今年、令和6年4月にこの5年間の適用猶予期間が終了し、これまで適用除外としておりました3業種につきましても時間外労働の上限が適用されることとなります。具体的に申し上げますと、労働時間は原則1週40時間、1日8時間以内の必要があ

ると労働基準法で定められておりますが、これを超えて働く残業時間の上限が、原則月45時間以内、かつ年間360時間以内となります。

特別条項付36協定を結ぶことで、建設業は年間720時間以内までの設定ができますが、月45時間を超えられるのは年6回まで、2から6か月の間の平均がいずれも月80時間以内などの制限が発生するところがございます。運送業は年間960時間までとなり、建設業と比較してやや規制が緩く、時間数と休日労働日数に関する規制は適用されません。医師は五つの水準に分類され、年間960時間以内を原則とし、例外として月100時間以内、年間1,860時間以内となっているところがございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） この2024年問題、本市においてどのような影響が考えられますでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本市においてどのような影響が考えられるかというところで、事業者からの目線、消費者からの目線、両方について回答をさせていただきたいと思います。

各業種別にいろいろな影響が予想されますが、まず事業者側の視点で考えますと、収益の減少、人件費の増加、働き手の収入減少、物流コスト等の上昇、そして何より人手不足が深刻化することなどが予想されます。

また、消費者の視点で考えますと、建設関係であれば、工期がこれまでより長くなる、また、それに比例して工事費の増額などがございます。運送業であれば、運賃の増額、配達期間が長くなるなどの影響が出るのが考えられると推測しております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 特に影響を受けるのは、トラック事業者だと思います。今やインターネットで買物をするのは当たり前のことで、トラック事業者のニーズが高まる中、時間外労働で支えている現状があるからです。

厚生労働省が公表している調査結果では、通常期における時間外労働について1日当たり4時間超えから7時間以下と回答したトラック事業者は14%、7時間超えと回答したトラック事業者は4.3%も存在したことが明らかとなっております。合計18.3%のトラック事業者において、1日当たり時間外労働が4時間を超えている計算です。1か月当たりの労働日数を20日と仮定した場合、1日当たり時間外労働時間が4時間と年間時間外労働時間は960時間となります。つまり、2割弱のトラック運送業者は、現状、2024年4月以降に適用される時間外労働時間の上限規制に対応できないことを意味しています。

この調査結果から、大半の運送、物流会社では、法律の基準をクリアできないほど時間外労働が常態化していると言えるでしょう。労務管理の適正化、労働時間の削減が強く求められ、労働基準監督署の調査も厳しくなるはずです。業界全体の人手不足が懸念されて

いますが、法律を守れない会社は労働者の流出が起き、人も入らなくなるので、さらに人手不足に陥り、危機的な経営状況にもなりかねません。小規模事業者、個人事業主は厳しい状況になると考えられますので、行政としても、商工会などを通じて運送業界に対し適切な判断を行えるように、専門的な助言や情報の提供などの検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。小項目7、本市における雇用動向についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本市における雇用動向についてという質問でございますが、水戸公共職業安定所笠間出張所の雇用動向指標によりますと、今年度の令和6年1月までの月平均と、昨年、令和4年度の同じ月の月平均で比較いたしますと、新規求人数は352名でマイナス66名となり、15.8%の減。新規求職者数は254名でマイナス3名となり、1.2%の減。就職件数は88名でマイナス2名となり、2.3%の減少となっております。

雇用形態別では、一般は今年度154名で、前年度と同数、パートは100名で、前年度比2.9%の減少となっております。また、34歳以下の若年求職者数は60名で、全体の23.6%を占め、前年の25.8%と比較すると全体に占める割合は2.2%減少しております。同じく、高年齢求職者数は77名で全体の30.3%を占め、前年の28%と比較すると2.3%の増加となっております。

これらの数値の推移は、多少割合は変わりますが、茨城県全体を見ても同じような傾向であり、関係する要因としては、最近では職業安定所を介さず、求人サイト等から求職活動を行い就職する方が増える傾向にあることなどの影響を受けているものと推測されております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 私も笠間のハローワークには定期的にお邪魔して、所長や企業の担当の方とお話する機会があるんですけども、気になるところは、業種全般に新規の求人数が減っているということです。中でも、人手不足のはずのサービス業の同じ月の対前年度比の求人数が大きく減っていることです。ここ数か月間、同じような状況です。この状況は国も同じで、令和6年1月25日の内閣府の月例経済報告では、人手不足感はバブル期以降最高水準に高まる一方で、求人倍率は横ばいで、両者に乖離が生じているとあり、やはり全国でも人手不足なのに求人が減っている状況です。

また、茨城県の最低賃金は、令和3年から令和5年まで3年間で、102円引き上げられました。急激な人件費の上昇は、人手不足にもつながります。配偶者の扶養の範囲で働くパート労働者は、年間130万円以内に働くよう時間を調整するため、時給が上がれば働く時間を短くします。その分、人手が足りなくなるわけです。笠間市においても人手不足の解消を検討していく必要があるのでは、よろしくお伺いいたします。

次の質問に移ります。小項目8、地域経済の課題についてお伺いします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 地域経済の課題ということで、全体としての課題につきましては、来訪者が多くある、外から人が来る都市であること。また、地場産業である農業、さらには窯業など、そういった人を引きつけるような市の魅力に直結する産業があるといった中では、域外からのしっかりとした流入の向上、さらにはもう少し域内での消費の向上、こういったものが進めていく必要がある課題であると認識をしております。

そういった中で、経済全体としても、来訪者の周遊性の向上であったり、栗や米のブランド化、さらにはオーガニックといった特色も併せ持った農産物などの向上策に取り組んでいるところでございます。あわせて、地域経済における規模が大きい製造業に対しましては、引き続き企業誘致を強力に推進してまいるとともに、域内消費を伸ばしていくためにも、宿泊施設の誘致なども進めてまいりたいと考えております。

また、エネルギーを含むいわゆる物価高騰対策、こういったところも企業活動における大きな課題でございますが、BCPの観点も含めましたいわゆる電力の確保、こういったところも絡めながら、再生可能エネルギーの活用などの取組支援といったものも継続して進めてまいりたいと考えております。

そして、御質問にもありますとおり、最も大きくかつ喫緊の課題となっているのが、人材の確保です。この人材の確保につきましては、先ほど全国的な人材不足という言葉もございましたとおり、工業団地に立地している企業であっても、そうではない企業にとっても、全て業種、業態にかかわらず、人材の確保というものが課題になっているところでございます。その中で、賃金を含む就業環境の向上は、これは働く方にとってはよいことでもありまして、人材確保の観点からもこの就業環境というものは向上させていく必要があるんだと思っています。

ただ、そういったことが人の集まる流れに直結しまして、それによって経営基盤が小さい小規模事業所、そういったところにもたらされる影響というものは注視する必要があると考えております。そのため、産業経済部長の答弁にもありまして、今回のコロナ禍での経済対策などでも、基本的には小規模な事業所、店舗、個人経営者、こういったところに対する視点を置いた対策というものを展開してきているところでございます。その中で、そもそものこの人材不足を解消に向けましては、外国人材、市内高校との連携、国内、国外大学との連携など、引き続きこれまでより強力に様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 様々な課題と今後の取組が必要だという話を聞いて、ブランド化ということでは、米や栗、笠間焼や稲田石など優位性の高い要素をさらに強化し、強力なブランドイメージを構築し、市場での競争力を高めてください。人手不足の解消については、外国人労働者の雇用も含め、検討をお願いいたします。

厚生労働省の発表によると、実質賃金は2年連続で減少、給与総額は3年連続で増額、

物価高騰が給与増を上回り、実質賃金は2.5%マイナス、給料は増えているのに、手元に残るお金が減っています。

このように、サラリーマンや公務員も可処分所得が減っている中で、小規模事業、個人事業主は、厳しい状況にしわ寄せが来ているのであります。人手不足、人件費の高騰、物価高騰、光熱費の高騰、国の政策で行われたゼロゼロ融資の支払いが昨年より開始するなど、多くの負の要因がかさみ、東京商工リサーチの調べによると、2023年の倒産件数は過去最多を更新しました。特に倒産、廃業が多いのは、飲食業界です。私も大好きな市内の中華屋も、人手不足の影響で夜の営業をやめたとお店の方からお聞きしました。

このような経済状況の中、岸田首相は施政方針演説において、経済対策を最重要課題とすることを述べました。また、国においては、物価高騰対策、賃上げの実現、企業の稼ぐ力の強化を進めることを決めました。4月以降、2024年問題により懸念される物流コストの上昇は、全てのコストに転嫁されるので、さらなる物価高騰が危惧されています。

国も経済対策を最重要課題とするため、経済的な課題の多い現状ですから、来年度も臨時交付金が出ると私は思っています。厳しい現状にある事業者はどのような業種なのかを見定め、注視してもらい、臨時交付金が出た際には速やかに対策が施されるよう、準備、検討をお願いします。優良企業の誘致により好影響がもたらされておりますが、笠間市においては中小企業、個人がほとんどなので、しっかりとしたサポートを行政としてもお願いいたします。

これで大項目1の質問を終わりにし、次に移ります。

大項目2、高齢者を支え合う地域づくりについて質問してまいります。

高齢者が元気であることが、暮らすまちや地域に対して様々なメリットをもたらします。地元の小売業者に対して需要を生み出し、地域住民としてのつながりから連帯感や安心感が増します。高齢者が元気で過ごすことで、地域の歴史や伝統、文化とのつながりが深まっていきます。おじいちゃん、おばあちゃんが孫と無償の愛で接し、孫はお年寄りと接し、いたわりの心が生まれ、やさしさの循環が地域にもたらされるなど、高齢者が元気であることで様々なメリットがもたらされます。しかし、高齢者が住み慣れたまちで生き生きと暮らしを送るためには、様々な要素が考慮される必要があります。

小項目1、地域包括ケアシステムについてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 3番河原井議員の御質問にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムの構築に係る取組につきましては、2011年の介護保険法の改正により、自治体が地域包括ケアシステムの推進の義務を負うことと条文に明記され、システムの構築が義務化をされました。これにより、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいについて切れ目なく一体的に

提供される仕組みづくりを、地域で活動する様々な担い手との協働により構築するものでございます。

2025年を迎えるに当たり、本市におきましては独り暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、平成25年4月に地域包括ケアシステムネットワーク事業実施要綱を作成し、相談支援の体制づくりを進めてまいりました。市における地域包括ケアシステムの考え方は、これまで県が独自に進めてきた地域包括ケアシステムを基本に拡充、発展させて、高齢者のみならず、障害者等を含む全ての要支援者を対象とした支援ネットワークの構築を図ることで、高齢者支援の中で見えてきた家族の課題、これらについて意識しつつ、多職種、各関係機関と連携し、重層的な相談支援体制の強化を図ってまいりました。

また、こうした地域の支援ネットワークの充実と併せ、住民主体の活動の推進や地域資源を活用した生活支援事業にも取り組んでおります。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 医療と介護と生活支援、介護予防、中でも地域の自主性や主体性が求められる介護予防をサポートすることが、特に重要だと思います。介護予防により健康的でいられ、介護予防により要支援者の段階で要介護者を出さないための取組にもなるからです。

小項目2、介護予防の取組についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 介護予防の取組は、高齢者が自立した生活を続けられるように、身体的、精神的な健康を維持し、介護が必要になる状態を遅らせる、または防ぐことを目指しております。

本市におきましても、65歳以上の高齢者を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業において介護予防事業を展開しております。総合事業におきましては、一つに、要支援認定者をはじめ軽度な状態の高齢者を対象とした訪問及び通所サービス事業や、短期集中型の予防教室の実施、二つ目に、元気な高齢者を対象とした一般介護予防事業における認知症予防、転倒予防、運動機能向上などを目的としたテーマ別の運動教室を開催しております。

また、地域においては、シルバーリハビリ体操指導士やスクエアステップ・リーダーの協力を得ながら、誰もが気軽に参加しやすい地域の集会所など、身近な場所で運動教室を開催し、介護予防活動に取り組んでおります。

高齢化が進む中、その状態像も多様化しており、一人一人のニーズに合わせた柔軟な取組やより早い段階からの支援体制の充実を図り、介護予防や重度化防止に努めております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 私は、シルバー体操の指導士の方に誘われてそのサークルに行ったんですけども、まず最初に中国の論語をリーダーが読み上げて、子いわくってやった後に、みんなで子いわくってこう復唱することをやった後、ラジオ体操をやって、その

万7,286人とほかを大きく上回っております。これは、令和4年度の実績でございます。

これらの結果につきましては、笠間市が比較的早い段階から、地域における介護予防活動の取組の中に市の事業として位置づけをしてきたことや、活動している市民の皆さんの自主性を尊重しながら、適度に関わりを持って活動支援を行ってきたことによるものであるというふうに認識をしております。

○3番（河原井信之君） 多くの団体があり、多くの参加者がいて、県内における特にスクエアステップのアドバンテージが、笠間市は非常に高い全国レベルだということが分かります。

シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会は、今まで県の健康プラザが開催していましたが、来年度からは各自治体が主体となり、3級養成講習会を開催するようになります。令和6年度の3級養成講習会は、笠間市では何回開催されますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） シルバーリハビリ体操につきましては、議員今おっしゃいましたように、実際に住民の指導に当たる3級指導士の養成講習会について、これまで県が主体となって茨城県健康プラザで開催をして、これが年に8回ございました。市独自の講習会は、水戸市で、笠間市民が参加しやすい水戸市で開催されたこともありまして、隔年で実施をしていたというところでございます。

しかしながら、今年度で県主導による養成事業が終了しますので、来年度からは、介護予防の実施主体である本市において研修会を実施する予定で、令和6年度は5月に市主催の養成講習会の開催を予定しております。また、それ以外の指導士養成の機会につきましては、1回目の養成講習会の講師となる1級指導士の体制充実、それからその開催状況ですね、参加者のニーズ、こういったものを考慮しまして、1級指導士の方と協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） シルバー体操指導士やスクエアステップ・リーダーの方は積極的にボランティア活動を支え、教室やサークル活動を牽引しています。シルバー体操指導士とスクエアステップ・リーダーを積極的に養成し、その人数を増やすことで、笠間市の介護予防が飛躍的に改善されるのではないかと考えます。

シルバー体操指導士3級養成講習会を開催する権限が県から自治体に移譲されたことは、笠間市にとっては大きなチャンスです。ぜひ、このチャンスを生かし、目標の人数を定め、3級養成講習会を年2回以上開催していただけるよう努力をお願いいたします。積極的な指導士が増えることで、一般参加者は確実に増えます。

次に、市長に御質問いたします。私は議員になる前、またなった後、笠間市はよくなったね、頑張っているね、笠間市のまねをしているよなんていうことをよく言われるたびに、一市民として誇りに思っているわけです。私は、笠間市が先進的な取組を積極的にやって、

その成果を出してきたからだと思います。

私は、会社を経営しています。自分の会社の強みを理解し、さらに投資をして付加価値をつけて高く売るように、私はしています。私は商売人の感覚でこの地域包括ケアシステムを見たときに、介護予防に投資するべきだと思います。全国的にもトップクラスのこのスクエアステップの優位性が高い、これは笠間市の財産であります。投資はタイミングが大事です。

今、全力でこの介護予防に力入れるべきだと私は考えますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 河原井議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど地域経済のお話をごさいますて、今、自分の商売の考え方等もごさいますて、そのとおりだと思っております。日本がいわゆる高齢化が急速に進んでいる、一方で少子化が、人口減少が進んでいるというような社会状況がごさいます。

高齢化が急速に進んでいく中で、やっぱり健康の維持とか、また介護予防というのは非常に大切なことだというふうに我々も思っております。以前から筑波大の先生の力を借りて、このスクエアステップ等に取り組んできたわけでありまして。県内では早い段階からの取組ということで、そういう意味では、筑波大の協力があつて先進的な取組になったのかなというふうに思います。

そういう状況の中で、スクエアステップの事業は、今後も拡大というか、継続して取り組んでいかなければならないと思っておりますが、やはり一方で、先ほど言った、社会背景のような課題がごさいます。やっぱり指導者の問題だとか、全体的に取り組む人が年齢が上がっているとか、働く世代がずっと上がっているとか、そういう課題がありますが、そういうものを工夫しながら取り組んでいくことは、役所としても積極的に進めていきたいなというふうに思っております。

ただ一番は、やっぱり人なんです。指導者ですね。指導者をどう育てていくのか、今は全て無料でやっていますけれども、私は指導者にはそれなりの報酬が入るような仕組みであったり、健康維持のためであったら、やっぱり定額の料金でも一定の有料制、そういうものも今後持続していく上では検討する必要があるんじゃないかなと。それは、役所としてじゃなくて、私の個人としてのそういう考えも持っています。いずれにせよ、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 力強いお言葉をいただいたので、安心いたしました。

時間の都合で、小項目3、ふれあいサロンについてを飛ばします。

次に、小項目4、デマンドタクシーについて伺います。よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 3番河原井議員の御質問にお答えいたします。

デマンドタクシーについてということで、利用状況でよろしいかと思えますけれども、デマンドタクシーかさまにつきましては、平成19年度の末にスタートして以降、基本的には利用者の声を聞きながら、サービスの拡大を図りながら、現在に至っております。

令和6年1月末現在で利用登録者が8,758名で、今年度、令和6年1月末現在で3万9,583人、1日当たりにすると大体163.6名程度が御利用になっておりまして、前年同時期の利用者数3万8,310名、また1日当たり158.3名と比較しますと、約1,300名程度の増加ということになっております。

利用の目的につきましては、自宅を除きまして、目的地別の内訳を見ると、令和4年度の実績ではやはり医療関係が約半分ということで最も多く、その次にスーパー等の買物、さらには公共施設というような状況でございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 利用者の目的が、病院、スーパーなど買物、手続などのために市役所に行くのがほとんどということでありまして。

利用者は70歳以上の女性が8割以上とのことなので、高齢者に寄り添った対応が必要だということになります。なぜこの質問をしたかということ、地元の女性会の方からちょっとお茶飲みに来なよということでお誘いを受けて、デマンドタクシーの話ですごく盛り上がってしまっていて、いろいろな意見があったんです。そこで私は実際にデマンドタクシーに乗り、乗客の声や運転士の声聞いて、現状を確認しました。また、電話を受けるオペレーターがどのような仕事をしているのかも確認しました。

利用者のほとんどが高齢者であるのに、デマンドタクシーには手すりがないのはなぜでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、車両が10人乗りのハイエースということで、これまで、最初の段階ですね、導入したときに、段差解消のための補助ステップ、こういったものも取り付けております。

御指摘の手すりを含めて、乗り降りの利便性向上というものは必要なんだろうと考えているところではございますが、車両そのものが基本的にはその多くが16年経過した中で更新もしていなく、かつこれまでの様々な御意見の中で、もっと小型化できないか、そういった大きな議論の中で在り方も課題になっておりますので、ここについては総合的に検討を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） スライドドアの左側に縦に長い手すりがあると、すごく便利なんです。それと、チケットを受渡しする際に、どこもつかまる場所がないので、それもとても大変だというふうに思います。けがをしてからでは大変なので、ぜひちょっと設置の

検討をお願いします。

次に、シルバーカーの持込みについてお伺いしたいんですけれども、大きなものを持って行って拒否されたという話があって、中くらいのものはちょっと膝の前や上に置けないんですけども、暗黙の了解でドライバーが乗せちゃっているという現状がありますので、そこは明確にコンパクトな膝の前に置けるものだったらいいよというようなことを決めてあげれば、本当お年寄りの足と同じなので、それは必要なので、ドライバーの心の負担にもなりかねませんから、それはルール上しっかり決めていただきたいなというふうに思います。

あと、ちょっと時間がないのですみません。利用者のほとんどが高齢者ですので、高齢福祉などと連携することを検討していただきたいというふうに思います。

それと、多くの高齢者が利用するデマンドタクシーですけれども、私の身近な方からもデマンドタクシーの関係者からも、同じ意見が寄せられました。現在、チケット販売所でしか、デマンドタクシーのチケットは買えません。チケットを買うためだけに往復800円かかり、年金生活者の大きな負担になっています。お釣りがないようにすることを条件などにしてチケットの車内販売ができれば、チケットを買いに行くための無駄な800円の出費がなくなります。車内販売ができれば利便性がよくなり、経済負担も減ります。

なぜ、チケットの車内販売はしないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、デマンドタクシーですが、路線バス、タクシーという民間の事業があり、補助も行っている事業がありますけれども、より福祉の立場に立った場合には、福祉の有償運送であったり、福祉的なより利便性の高い移送サービスがあります。その真ん中をデマンドタクシーという形で、低廉な価格でできるだけ利便性の高い乗り物という形で運営をしています。

結果としまして、どうしても1人で乗り降りできる方であったり、そういったところのサービスの不便性はあるのだと思っています。乗り合いですので、乗務効率を図っていく上では、一応ルール的には、先ほどのシルバーカーのようなものは御自分の座席の中、膝の上に置けるものというものを基本的ルールにしながらも、できるだけ利用者本位に立った柔軟な運行をしているのも事実でございます。

また、その後の高齢福祉課との連携につきましては、高齢者福祉計画のほうにも直接的に位置づけておりますので、ここの連携は行っています。

また、料金としまして、今現実に8,000万円強の費用をかけながらこのデマンドタクシーは運行し、そのうちの一千五、六百万円が大体利用料金という形で運行しています。ここの持続性を考えるためにも、乗務効率の観点、さらには安全性の観点、そういったところから、今現在、車内での現金の取扱いを行わないということで運行しているところがございますが、様々な課題はありますので、そこは先ほど申し上げたとおり、総合的なサー

ビスの向上に向けた検討について進めてまいりたいと考えているところでございます。

あと1点、キャッシュレスにつきましては、今、例えば御高齢の方でもやりやすいようなカードで、単純にスマホを使うとかではなく、カードでのキャッシュレス化ができないかといったような検討も進めておりますので、御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 最後になりますが、高齢者が元気で生き生きとしたまち、老後は笠間市で暮らしてみたいと思えるまちにしたいと心から願い、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（大関久義君） 3番河原井信之君の質問を終わります。

ここで午後3時15分まで休憩いたします。

午後3時05分休憩

午後3時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、石崎勝三議員が着席いたしました。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、一問一答方式により討論いたします。

パネルの使用を許可いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） はい。許可いたします。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。一問一答方式で質問をいたします。

初めに、能登半島地震災害の被災者の方々、またお亡くなりになった方々にお見舞いとお悔やみを申し上げます。また、災害復旧に携わる方々に敬意を表しますとともに、必要な支援が届き、災害からの復旧が進みますよう願っております。

さて、近年は自然災害が多発し、その規模も大きくなり激甚化しております。いつ、どこで起こるか分からない自然災害から市民の生命・財産を守ることは、地方自治体の大きな課題となっております。笠間市は、今年度予算で、防災回復力の強化に13億5,600万円、地域災害対応として6,900万円を計上して、対策を強化しております。

これらを念頭に、大項目1、災害に対する市民の安全確保と地域防災計画（風水害、地震）の現状と課題に入ります。

小項目1、拠点避難所、福祉避難所、地域の届出制自主避難所の現状（数、名称）についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 14番石井議員の質問にお答えいたします。

まず、指定避難所30か所のうち、現在、拠点避難所が、笠間小学校、笠間市民体育館、稲田中学校、友部小学校、友部中学校、岩間中学校の6か所でございます。福祉避難所につきましては、笠間中学校武道場、かさまこども園、いなだこども園、地域交流センターともべ、地域交流センターいわまの5か所、届出制自主避難所は、43組織37施設を登録してございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。

次に、小項目2に移ります。現状の拠点避難所、福祉避難所の避難環境と備蓄品、運営について。

初めに、拠点避難所6か所、福祉避難所5か所のそれぞれの最大収容人数、1人当たりの使用面積平方メートル、全体としてどれだけか、また暑さ対策、感染症対策、トイレは男女別1か所につき何人利用と想定しているのか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、拠点避難所6か所の想定最大収容人数でございますが、1人当たり2平米で換算をしまして、3,161名となっております。福祉避難所につきましては、1人当たり3.5平米で換算をいたしまして、902人となっております。

避難環境ということで冷暖房設備でございますが、拠点避難所の各体育館には簡易の移動式の冷暖房設備が整備されておまして、来年度、友部中学校、岩間中学校の冷暖房設備の設備を予定しているところでございます。福祉避難所につきましては、笠間中学校武道館におきましては簡易移動式の冷暖房設備が整備されており、その他の施設につきましては冷暖房設備が設置してございます。

トイレでございますが、各施設男女比一対一で設置してございまして、常設のトイレのほか、災害時支援協定を締結しております企業などにより仮設トイレを設置することとしておまして、避難者の状況に応じて配分をしていくこととなっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいまの御答弁に関してでありますけれども、スフィア基準というのがございます。これは、被災者の権利と支援活動の最低基準を定めた国際基準であります。日本の避難所で起きている現実というのは、例えばトイレには汚物があふれていて、利用を控える、食事も控えるということが現実起こっており、報道でも示されております。スフィア基準では人間としての尊厳を守るという理念ですが、1人当たりの避難面積は3.5平方メートル、トイレの数は20人につき1人、女子用は男子用の3倍必要ということでもあります。

そのほか、たくさん項目がありますが、この件に照らして、1人当たりの面積やトイ

レについては現実はどうなのか、今後どのように対処していくのか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） ただいま議員のほうからありました、スフィア基準でございますが、こちら内閣府避難所運営ガイドラインにおきましては、避難所の質の向上を考えると参考すべきというような形で示されているものと承知をしております。

まず、トイレでございますが、運営上でございますね、まずトイレを清潔に使うためにということで、避難所運営委員会などを立ち上げまして、生活環境の管理を行うこと。また、令和6年度にはトイレ処理剤などを購入したり、テント式の簡易トイレなどを追加整備をしまして、そういった環境を整えてまいりたいというふうに考えてございます。

また、スフェア基準を満たした場合のトイレの必要数ということでございますが、最大避難者数3,161人を50人で1基としますと、約64基が必要となります。複数の災害時支援協定によりまして、早い段階でこちらを整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 避難所の生活において大切なのは、一つは面積、それから感染症対策とともに、トイレのことがかなり大きな問題になっておりますので、参考基準という扱いですけれども、現実の避難生活、被災地での状況をよく見てくださって、改善につながることは改善につなげていっていただきたいというふうに思いまして、次に備蓄品で、寝具、段ボールベッド、簡易テントは何人分備蓄あるいは提供できるようにするのか、また飲料水、食料についてもお伺いをいたします。

○議長（大関久義君） これ、③でよろしいですか。

○14番（石井 栄君） ③ですね。

○議長（大関久義君） はい。

○14番（石井 栄君） ちょっと待ってください。

○議長（大関久義君） ③の質問でよろしいですか。②の続きですか。

○14番（石井 栄君） ②の続きです。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、寝具や段ボールベッド等でございますが、寝具につきましては、不織布の毛布を現在2,000枚と、スポンジにアルミを貼りつけているマット1,000枚、こちらを、またロール状になって20メートル巻きになっているマットが100本、簡易ベッドが60台、備蓄をしているところでございます。

○14番（石井 栄君） 飲料水と食料。

○総務部長（後藤弘樹君） 大変失礼いたしました。

食料でございますが、現在約1万5,000食分、また飲料水約8,000リットルを備蓄しているところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 避難環境、それと備蓄品の改善に、今後とも状況を判断して進めていっていただきたいというふうに思います。

それで、小項目3は割愛させていただきます。

小項目4に移ります。避難情報の発信、住民への周知、どの時点でどのように行うのか。また、避難方法・手段についてもお伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 避難情報の発信でございますが、住民への周知につきまして、まず共有する情報といたしましては、主に避難所の開設状況や避難レベルの情報発信となると考えております。

その方法といたしましては、テレビやラジオの公共放送、防災無線、携帯電話各社におけます緊急速報メール、かさめ〜る、ホームページやSNSを通じての発信、周知をしていくこととしておりまして、また状況に応じまして、広報車等によりまして避難情報を発信・周知してまいりたいと考えております。このほか、災害情報に特化したホームページへの切替えや、東日本大震災時には新聞への折り込みを用いまして情報発信をしておりまして、広く周知できるように、災害に応じて対応をしてまいりたいと思います。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） このときに大切なことというのは、避難方法や避難の手段でありますけれども、その前に、早期の避難の呼びかけをするということが大事なことと思います。

同時に、避難方法・手段ですけれども、避難行動要支援者、どのような方法で避難所まで避難するのでしょうか。自宅、居家で寝たきり、車椅子利用者など、どのような手段で避難をするようになっているのか、方針を御説明いただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 風水害の場合のことを、まず早くということでございますので、まず要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者で避難行動を開始しなければならない段階で被害が発生する可能性が高まった際に、高齢者等の避難情報、また通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階で避難指示、また市内で災害が発生している状況などでは、安全な場所で命を守る行動を取らなければならない緊急安全確保の三つの情報を、気象情報や河川の水位などの情報を基に、天候が悪化する前や暗くなる前など、避難の際に危険が伴わないよう早期に避難情報を出すこととしております。

また、要支援者の避難の手段でございますが、こちら災害時避難行動要支援者プランによりまして、避難所までは支援者の方の協力の下、開設している最寄りの避難所へまず避難をしていただきます。その後、福祉避難所に移動が必要な場合におきましては、支援者等の手を借りまして、福祉車両など要支援者の状況に応じた車両を手配いたしまして、福

社避難所に移動していただくということを想定してございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、要支援者などの移動に関しては、支援者の協力が必要だということになっているわけですね。そうしますと、そのような情報の共有や、そのほか実際の動きなどを事前に準備をすとか、そういうことが必要だと思いますので、今後とも要支援者に対する避難方法については内容を詰めるとともに、計画の拡充、それから周知に努めていっていただきたいというふうに思います。さらなる検討を深めていただき円滑な避難につながるよう準備、対策を進めるようお願いしまして、次に、小項目5に移ります。

過去に何度か土砂流出などの災害が発生したところもありますけれども、ザク沢・ツボロケ・飯田地区太陽光発電施設での安全対策とはどのようなものになっていますか。どのような基準でつくられ、どのような効果を有するものなのか。国の基準も強化される方向と伺っておりますが、御説明をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

大規模太陽光発電施設の安全対策とその基準との御質問でございますが、山林で施工される一般的にメガソーラーと呼ばれる出力1メガワット以上の大規模太陽光発電施設につきましては、資源エネルギー庁が示す太陽光発電事業計画策定ガイドラインにおきまして、土地や地域の状況に応じた防災設計を行うよう求められております。

また、市におきましても、森林法に基づく林地開発許可手続及び笠間市開発事業指導要綱に基づく協議、手続の中で、安全対策である防災調整池や排水施設、造成計画などの設計内容につきまして、調整池につきましては、これは池でございますが、30年に一度、また排水施設、こちら側溝等でございますが、10年に一度の確率で想定される雨の強さに耐えられる容量とするなど、定められた技術的な基準に基づく整備を求めておりまして、3か所の事業池につきましても基準に適合していることを確認してございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 国の基準などに沿って対策がされているということを確認されたというお話でした。最近の災害を見ても、想定外の災害による被災というのが大きな問題になっております。能登半島地震では災害の想定が高くはなかったところに、あれほど大きな災害が起きました。事前の対策も含めて、抜かりない対応をお願いいたしまして、次の小項目6に移ってまいります。

特に、小項目6は、震災時の一般家庭に対する生活用水の供給に関して、主にお伺いいたします。断水時の対策及び予防措置について、説明をよろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 笠間市地域防災計画における自らの身の安全は自らが守ると

いう防災の基本にのっとりまして、家庭内での予防・安全対策といたしまして、おおむね3日分に相当する量の食料及び飲料水の備蓄をすることを定めておりまして、自ら一定の備えを行うこととしております。また、一般家庭におきましては、3日分程度の水や食料のほか、情報収集のためのラジオなども準備しておくことなどを出前講座やホームページなどで周知するとともに、防災のしおりで配布するなどして普及啓発をしております。

これらの家庭での備蓄を前提といたしまして、市におきましては生活水の確保を目的といたしまして、拠点避難所6か所に井戸を設置、さらに今後は井戸水を断水時に提供していただける個人や企業を調査し、活用してまいりたいと考えております。また、水道課におきまして、配水池の緊急遮断弁により自動的に通水を止め、漏水を防ぐとともに、タンクに貯水されている水道水で応急給水活動を迅速に行うこととしてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 生活水の供給というのは、避難生活の中でも特に重要な項目となっております。市内の笠間地区では自己水源がないため、県水に全て依存していることが、災害対策の弱点であるとされております。断水時の対策とともに、自己水源の確保に向けた対策の検討も必要かと考えます。

上記の災害時の対策に備えて、その一端をお伺いしましたが、現在のこれらの対策は、どの程度の災害を想定して立案・準備されようとしているものなのでしょうか。また、今後のあるべき被害想定はどのような規模のものが必要なのか、対策ではどのような備えが必要と考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 現在の避難想定でございます。

平成19年の地域防災計画策定の際に、震災対策計画編におきまして地震被害想定をしております。市役所付近を震源としてマグニチュード8、最大震度7規模の地震が発生した場合を想定しております。この想定は、平成19年の計画策定時の総務省の地震被害支援マニュアルにより策定をしております。建物全体の被害数は全壊で1万3,084棟、人的被害が死者412名、負傷者が1万1,000人となっておりますが、最近の茨城県地震被害想定調査におきましては、一番被害の大きくなる想定がマグニチュード8.4で、笠間市の最大震度が6弱、建物被害が全壊20棟、人的被害が死者10名、負傷者が100名以下となっております。

今後のあるべき被害想定といたしましては、人口、建物分布、インフラの整備状況などを踏まえ、最新の科学的知見とデータに基づき、対策や備えを進めてまいります。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今年度の予算に基づいて、かなり災害対策が前進すると思うのですがけれども、ただいまの茨城県の想定から見ますと、東日本大震災では笠間市でお亡くなりになった方が1人いたというふうに伺っておりますし、そういうことから見ると、も

っと大きな規模の災害が想定されておりますので、これをスタートにして、さらに市民の安全を守るためにより一層の御尽力をお願いしまして、次の質問に入りたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） ただいま茨城県の被害想定ということで、マグニチュード8.6弱、20棟、10名、100名以下となっておりますが、笠間市の地域防災計画はさらにそれよりも大きな被害想定を取っている中での対策を取っているということで説明をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○14番（石井 栄君） 次の質問に。

○議長（大関久義君） はい。

○14番（石井 栄君） 災害対策に対しては、これからさらに対策が必要だという課題も明らかになりました。

1人当たりの面積、スフィア基準等に照らして必要な改善をこれからもお願いしたいと思ひまして、大項目2、子育て支援としての学校給食費負担軽減と無償化計画について、それに移ります。

小項目1、学校給食費負担軽減、第三子給食無償化について。

まず、学校給食費負担軽減事業の支援額は、1人1食当たり何円で年額何円となるのか。また、小学生、中学生、児童生徒の無償化対象数は、昨年の旧規定、小中学校3人いて第三子以降という規定から、今年は18歳以下という新规定になりましたけれども、この規定の変更によって、どのような人が何人無償化になるか、その点御説明いただきたいと思ひます。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 学校給食費の負担軽減、さらには第三子給食無償化についての御質問でございます。

まず、学校給食費の負担軽減についてですが、食材価格が高騰する中、給食費を値上げすることなく安定的に給食を提供するため、今年度は、全体でですが、3,354万6,000円を公費から補助をしてございます。価格高騰が続く中、令和6年度もこの事業を継続し、3,401万2,000円を公費から補助する予定でございます。

次に、第三子給食費無償化についてでございますが、これは多子世帯の保護者の負担を軽減するために取り組んでおります。今年度は、無償化の対象要件を満たした214名の児童に対し、約1,000万円の給食費を無償化しました。令和6年度もこの事業を継続し、対象年齢を現行の15歳から18歳までに拡大し、さらなる保護者の負担軽減を図ってまいります。この拡大により対象となる児童生徒数は、小学生約360人、中学生約40人の合計400人となり、全体の児童生徒数の約8%に当たると見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいまの御答弁によりますと、児童が214名から約360名に、生徒が、今年度はゼロでしたけれども約40名に、合計214名から400名に、1.87倍になりますかね、増えるということが分かりました。

また、給食費は、1人1食で30円の補助、年間で5,920円の補助ということで、これにより無償化対象の児童生徒が少し増えます。そして、おいしい給食が値上げなしで食べられるということで、少し前進したと思います。

一方、県内で今年は給食無償化制度を導入する自治体が増え、無償化が、小中どちらかあるいは小中どちらをも合わせると、県内で20自治体に増えたと同っております。笠間市を取り巻く自治体では、学校給食費に関しては、無償化の進展は、笠間市よりは少し高い水準になっています。

そういうことでありまして、本市では、給食費のほかに、小学校入学生に対するランドセル支給や中学生への制服補助、中卒者への5万円支給など、ほかの市とは異なる子育て支援の施策を進めており、いずれも役立つものと考えます。

同時に、保護者、市民が求める要望の大きなものの中に、学校給食費を無償化してほしいという強い要望があり、昨年2,000名を超える市民、保護者からの要望署名として市長に届けられたとお聞きしております。近隣での動向から見て、給食費無償化という観点から見ると、予算額制度の飛躍的改善努力の余地があります。本市の子育て支援に対する熱意を、明確に市民に伝えるための政策の飛躍を図る必要があると考えます。

この課題は、保護者の経済的負担軽減を通じて、人を育て、笠間市の持続的発展を図るための重要な施策となります。当面の重要課題として、全ての児童生徒への給食費無償化実現に向け、どのように取り組む計画か、お伺いします。小項目2です。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えいたします。

子育て支援に有効な小中学校給食費無償化計画についての御質問でございますが、全国的にも、茨城県内に見ても、学校給食費の無償化が進んでいることは認識をさせていただきます。

本市では子育て支援の一環として、切れ目のない様々な施策を実施しております。その一つとして、第三子給食費無償化事業を拡大し、支援策を講じているところでございます。給食費は、学校給食法に基づき、原則保護者負担となっており、支援が必要な世帯に対しては既に就学援助等で支援を行っておりますので、全ての小中学校給食費を無償化する計画はございません。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 学校給食費の負担については、憲法に教育費の無償ということが書かれてありますし、内閣の政府の正式な答弁でも給食の無償化は地方自治体の判断で進

めてほしいということになっておりまして、そういう点からは市の判断によるところが大きいと思います。国や県の支援も必要なことはもっともなんですけれども、それが来るまでの間、市がもっとこれについては手厚い対応が必要なのではないかなというふうに思いまして、これからの対応を期待いたしまして、これを終わりにいたしまして、大項目3に移りたいと思います。

大項目3、暮らしを支え安心できる介護制度のために。高齢者が安心して暮らせることは、住みよい笠間をつくる上で大切なことでもあります。

小項目1に移ります。自宅を中心に利用するサービスの中の訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリなどがありますけれども、その中で、週2回の訪問介護、そして週1回の通所介護を受ける場合の一般的なサービス内容とその費用月額はいかほどになるか質問をいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 14番石井議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、四つの居宅サービスの内容についてでございますが、訪問介護は、ホームヘルパーが利用者宅を訪問して、食事や入浴、排せつの介助などを行う身体介護や居室の清掃、洗濯や食事の準備などの生活援助を行うサービスで、訪問入浴介護は、移動入浴車などで訪問し、入浴の介護を行うものでございます。また、訪問看護は、看護師などの訪問により、床擦れの手当てや点滴の管理など療養生活の支援を行うもので、訪問リハビリテーションは、理学療法士などのリハビリ専門職が訪問し、自宅でリハビリテーションを行うものでございます。

なお、これらのサービスは、ケアマネジャーが作成するケアプランを基に、利用者の状態に応じ、提供されるものでございます。

次に、居宅サービスの費用でございますが、一般的なサービス利用の例で申し上げますと、自己負担1割の要介護2の方が訪問介護による調理や清掃などの生活援助を1回1時間、週に2回利用し、通所介護による昼食や入浴のサービスを1日7時間、週に1回利用した場合の自己負担は、月額5,704円でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。

それでは、次の小項目2に移ります。介護保険施設入所と受けるサービスの違い。

特に老健施設に入所して、一般的なサービスを受ける際の費用月額を御説明いただきたいと思います。お願いします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 介護老人福祉施設と介護老人保健施設のサービスの内容の違いについての御質問でございますが、介護老人福祉施設は、常に介護を必要とし、自宅では介護できない要介護3以上の方を対象とする施設で、施設サービス計画に基づき、

食事や入浴などの介護、健康管理、日常生活やレクリエーションの中での機能訓練を行う施設でございます。一方、介護老人保健施設は、介護が必要な要介護1以上の方が対象で、常勤医師による医学的管理の下での介護や看護、リハビリテーション実施計画に基づいた専門職による機能訓練を行う施設でございます。

また、入所者が支払う1か月当たりの費用でございますが、自己負担割合が1割で要介護3の方が介護老人保健施設の多床室に1か月入所した場合の例で申し上げますと、保険サービスの自己負担3万3,103円、食費4万4,795円、居住費1万1,687円、その他、日常生活費等1万850円を合わせ、約10万円を施設に支払うものでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、特養ホームと老健施設の大きな違いといいますと、リハビリの内容が少し違うということ、そのほか施設のサービスの内容については、概要が分かりました。そして、1か月当たりの費用なんですけれども、1割の方は約10万円の費用がかかるということで、これはこの額であるとする、国民年金等の受給者では賄い切れない額になるかなということが分かりました。

それでは次、小項目3に移ります。まず、地域包括ケアシステムの中での施設サービス、居宅サービスの役割をお伺いいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 今後、75歳以上の高齢者の増加が見込まれる中で、医療・介護・生活支援などを包括的に支援する仕組みである地域包括ケアシステムでは、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を継続するために、多職種連携の下、訪問介護や通所介護などの在宅サービスの提供や、社会資源を活用とした支援を行っております。一方で、自宅での生活が困難になった方には、専門的なケアの下、安心して生活を送れるよう施設サービスを提供するものでございます。

今後、さらに少子高齢化が進む中で、地域包括ケアシステムの理念の下、市民が安心できる介護保険制度を維持していくための取組を進めてまいります。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 施設での入所サービスから、自宅を中心としたサービスに移行をさせたいというような大きな流れがあるわけでありましてけれども、住み慣れた地域で安心した生活を送るために、包括ケアシステムを円滑に循環させようということが、これからはますます大事になってくるのかなというふうに思いました。

そのサービスの維持に関しまして、介護の報酬減による影響は大きいのではないかと思います。包括ケアシステムを円滑に運営するための対策を伺います。

まず、パネル1をちょっと提示させていただきましたけれども、介護改定の中で、訪問介護が全ての分野にわたって、単価報酬が減というふうになっております。それではその報酬減による影響が大きいというふうに懸念されておりますので、包括ケアシステムを円

滑に運営するための対策が必要なのではないかなど。

介護、福祉政策向上のために積極的に対策を講じている笠間市として、どのようにこれに対処しようとしているのか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） まず、地域包括ケアシステムでございますが、施設から在宅に移行するということばかりではなくて、施設も含んで、広く地域、身近な地域での生活ということでの受皿というふうに理解をしております。

次に、訪問介護の報酬減についての影響でございますけれども、令和6年度の報酬改定によりまして、基本報酬が、30分以上1時間未満の身体介護の場合90円、20分以上45分未満の生活援助の場合40円の減額となります。

一方で、職員の賃金改善等に充てることとされている介護職員等の処遇改善加算の加算率では、訪問介護サービスは全ての介護サービスの中でも最も高い2.1%の引上げ率となっております。介護職員の基本給は事業所によっても差がございますが、厚生労働省が令和4年度に実施した調査による平均基本給から試算いたしますと、報酬改定によって1人当たり月額5,000円程度の賃金改善が見込まれるものでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） この介護報酬について調べて、ちょっと計算をしてみました。身体介護で30分以上1時間未満の場合、現行、今年3月31日までの単位数は396単位でしたけれども、4月1日からの単位数は387単位となりまして、9単位減になります。現行の単位数は396単位から、改定後は387単位、9単位減になりまして、これは計算してみますと、現行は処遇改善加算率が13.7%、特定処遇改善加算率6.3%、ベースアップ支援加算率2.4%、加算率の合計が22.4%になりますね。それで、改定後は2.1%加算されますけれども、処遇改善加算率が24.5%になります。それで、現在の介護報酬の単位、484.7単位、1単位が10円ですから4,847円になります。改定されますと、2.1%引上げられても4,818円になりますから、4,847円マイナス4,818円で、29円の減額になりますね。

訪問介護による身体介護の介護報酬は、改定によって2.1%の引上げがあっても、1回の介護報酬は29円の減額になるという計算で、これについてはこういう計算で間違いないと思うのですけれども、これでさらにもう一つ、介護事業所なんですけれども、これは新聞の記事であります。3月5日付けの新聞赤旗の記事がありまして、これはどういう記事であるかといいますと、厚生労働省が調査した介護事業経営実態調査をそのまま掲載したものであります。これ見ていただくと分かるのですけれども、収支差率、いわゆる利益率がゼロ未満の訪問介護事業所が36.7%、481事業所を占めております。対象事業所3,105事業所、有効回答1,311事業所、回答率42.2%。未回答には零細事業所が多く、赤字比率はもっと高い可能性がある、社保協愛知の方の発言であります。実態を見ていただきたいと思うんです。

ヘルパーの移動時間がほとんどない集合住宅併設型や、都市部などの大手事業者の例ではなく、実態を見ていただくことが大事だと思います。介護報酬の単位が引き下げられれば、閉鎖、倒産に追い込まれる可能性があり、在宅介護の崩壊が危惧され、市が進めようとしている包括ケアシステムに支障が出る可能性があります。政府、厚労省がしていることは、体力が弱っている事業者からさらに体力を奪おうとしているものに等しいものではないでしょうか。まずは、市内の関連事業者の実態を調査の上、どのような影響が出るのか精査し、実態に応じて必要な対策を講じることが必要ではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 今般の報酬改定による影響につきましては、これらの改正が4月以降の適用となることや、事業所の規模や運営形態などによっても違いがあるものと認識をしておりますので、今後の訪問介護事業者の動向に注視をしてみたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 注視をしていくというのはいいのですが、市のほうとしてきちんと調査をして、その影響を調べて対応を考えるということでもいいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） もちろん、これは市の包括ケアの基盤の問題になってまいりますので、先ほど申し上げたように、事業所の個別の運営形態なども、やはり私どものほうでは把握する義務がございますので、そこは丁寧に把握をしながら、笠間市としてどういう影響があるのか、そこはきっちり押さえたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） どういう影響があるのかきっちり押さえたいということで、その影響によっては適切な対応がされるものと、このように理解をいたしました。市から温かい手が差し伸べられれば事業者は助かりますし、何よりも訪問介護を受ける市民の皆さんの健康維持に貢献できると思います。どうぞよろしくお伺いいたします。

それでは、大項目4、エコフロンティアかさまの安全対策についてに移ります。

稼働から18年を超えた「エコフロンティアかさま」は、これからの安全対策が重要な時期に入ります。次の対策が必要とされますので、お伺いをいたします。

一つは、遮水シートの劣化が懸念されております。一つの指標として、15年を超えると劣化が始まるというような情報もあります。重金属イオン、放射性物質の流出量、その有無を調べる検査の継続、遮水シートの破損を感知する機器の更新、高く積み上がった堰堤の安全管理について、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 14番石井議員の御質問にお答えします。

エコフロンティアかさまにおける遮水シート等に関する御質問でございますが、エコフロンティアかさまは一般財団法人茨城県環境保全事業団が運営する施設であるため、事業団に確認した結果を御説明させていただきたいと思っております。

エコフロンティアかさまの最終処分場に設置されております遮水シートは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関わる技術上の基準を定める省令に定められました基準をさらに上回ります4層の多重構造が採用されており、安全性が確保されております。

なお、遮水シートの耐久性につきましては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が合成ゴム系遮水シートを用いて実施した試験によりますと、設置後50年を経過しても、初期値の約8割程度の強度及び柔軟性を維持していたとの結果が得られているとごさいます。また、遮水シートの破損に伴う浸出水の漏えいがないか監視するため、事業団では最終処分場の地下水に対しまして水質検査を、開業前の平成17年4月から現在まで、放射性セシウム濃度の測定は平成24年4月から現在までを実施しておりまして、埋立て終了後におきまして、廃棄物処理法及び省令に定める施設廃止まで継続していくとごさいます。

次に、遮水シートの破損を検知することができる機器である、電気式漏えい検知システムにつきましては、年1回の機能検査を行い、正常であることを確認しておりまして、更新の予定はないとごさいます。

最後に、最終処分場の埋立てのり面を含めた堰堤につきましては、令和2年第4回定例会におきまして石井議員の御質問にお答えしましたとおり、公益社団法人全国都市清掃会議が発行する廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領に記載された基準に従い、計画どおり造成されていることに加え、埋立て終了後も事業団が継続して管理していくとごさいます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 先ほどのお話の中に関してなんですけれども、施設の廃止まで検査を行うということなんです、施設の廃止というのはいつを予定しているのか。廃止まで検査を行うというのであれば、廃止のときにもう検査もなくなってしまうのか、その辺についてはどのように聞いておりますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 検査を行うと私が先ほど説明した中で、水処理とかそういったことのお話でよろしかったでしょうか。

○14番（石井 栄君） 水。

○環境推進部長（小里貴樹君） そういったものについては各法令等に定めがありまして、施設配置までの廃棄物処理法やそういったものについて、最終処分場等の施設の廃止、そ

れまでの期間という部分につきましては、例えば水質基準のものであれば、2年間、2年間だったかな。2年間の部分で基準以上の物質を検出しない状態になってからとか、そのような定めが廃棄物処理法や様々な法令に定めがございますので、その結果によりまして、廃止の時期というのは変動するものというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、排水基準などを検討して、その基準に合致すれば事業所が廃止になって、その後の検査も基準を満たすようになれば検査は終了する可能性があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 自動的に廃止になるというものではないと認識しております。その状態を見て、事業団が施設の廃止をするかどうかということについては、県に最終処分場としての廃止を申請するものと認識してございます。

そういう部分として、我々につきましても、そういった情報につきましてはきちんと把握した中で、きちんと対応してまいりたいというふうに考えます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） エコフロの施設については、これからが非常に重要な時期になっているのではないかなというふうに考えています。それはなぜかというと、施設が老朽化して、耐水のシートもだんだんその当初の性質を失って、劣化が進んでいく。検査が終了した、その時点で基準をクリアした際に、これで終わりということになった後、震災とか地震とかなんかでシートが破れる場合に、汚染水が地下に漏れ出して、公共下水道から外れてしまう、そのことが懸念されております。

そういうことが懸念されておまして、決めるのは事業団と県の間で決めるような感じになっておりますけれども、笠間市はそのときにどういうことが、県に対して、また事業団に対してどういう権限を持っているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） もう一度、私の説明をちょっと至らなかった部分があるのかもしれませんが。

水処理施設で有害物を処理して現在下水道のほうに放流している水というのは、遮水シートより上、最終処分場内に降った雨水が廃棄物の槽を通過して、遮水シートの上を通過して水処理施設に来ているもの、その中で含まれている有害物が発生しているものについて、水処理施設で処理をして下水道に放流しているものでございます。

ですので、先ほど石井議員のほうから、まるで廃止した後に遮水シートが破損したら有害物質が流れ出すみたいな発言があったかと思うのですが、その部分は違うのではないかなというふうに私は認識しているのですが、いかがでございましょうか。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 私が言ったのは、遮水シートが破れて地下の土壤に浸透していく可能性が、懸念があるのではないかと、そのように申し述べたのですが、分かりますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 大変失礼しました。

もちろん、遮水シートが破損すれば、水は遮水シートの下に行くのはもちろん分かります。分かっております。

その結果、廃止をした後という部分については、その層の中から出てくる放流水、処理水については有害物質を検知しない状態になったものでございますのでというのが私の回答なのですが、よろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、そういう無害性のものがずっと出されているのを長期間にわたって検査しなければ、無害な状態なのかどうかは分からないのではないかなと言っているわけです。だから、長期的な検査が必要なのではないかと私たちは考えておりますので、その辺について申し述べているわけです。

それで、次の2番に移っていきたいと思うのですけれども。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） もう一度、私のほうからもう一度説明させていただきます。

最終処分場に染み込み、埋め立てた廃棄物の層を浸透して出てきたものが、浸出水でございます。浸出水の水質につきましては、2年以上にわたり行われた水質検査の結果、全ての項目で排水基準に適合しているような状態において、施設の廃止というのを検討できるような状態になることでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それ以後に、地震とか災害でシートが破損する場合は十分考えられますので、そういうことも含めて継続的な長期にわたる検査が必要ではないかと言っているわけなので、その辺よく理解をするように努めていただきたいと思うのです。

そのために、小項目2、監視委員会、環境保全委員会の長期にわたる定期的な開催と市民への公開が必要ではないかと考えますけれども、この辺について見解をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 監視委員会、環境保全委員会の定期的な開催と市民への公開との御質問でございます。

各委員会につきましては、エコフロンティアかさま設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定書、いわゆる4者協定に基づき、監視委員会は本市、環境保全委員会は事業団が設置しております。

本市が設置する監視委員会におきましては、定期的な開催、傍聴による公開、さらに「広報かさま」を通じて市民への開催結果の公表を実施しております。また、事業団が設置する環境保全委員会につきましては、年1回の定期的な開催、傍聴による公開をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今話を聞いてみますと、監視委員会とか、特に県の環境保全委員会の開催というのが事業の終了をもって終了してしまうのではないかという懸念もありますので、その辺については地元の住民の不安も懸念もありますので、よくその辺を受け止めていただいて、継続的に長期にこういう対応していただけるように、市のほうからも要望してもらいたいということでもありますので、その辺を受け止めて考えていただきたいと思います。

以上で終わりますが、ありますか、何か。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今、石井議員のほうが言われた、環境保全委員会が終わってしまうのではないかという、言っている部分につきましては、私どもにつきまして、例えば埋立て終了後であって、それが施設廃止までの中であつたとしましても、それは施設の状況が大きく変わったり、そのようなものも変化することが見込まれます。安全な施設運営に関することを前提としました上で、今後事業団が判断することとして考えておりますので、市として、市がどうこうすることは言えませんが、おっしゃるような部分として、安全の確保、地域への配慮という部分については、笠間市としてしっかり対応してまいります。

○議長（大関久義君） 時間が参りました。14番石井 栄君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日13日午前10時に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後16時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 飯 田 正 憲